

第4回野田村議会 定例会会議録

令和6年6月11日（火） 開会
令和6年6月14日（金） 閉会

野田村議会

令和6年6月 第4回野田村議会定例会会議録（第1号）			
招集年月日	令和6年6月11日（火）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和6年6月11日（火） 10時01分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和6年6月11日（火） 10時34分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 10名 欠席 0名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8	小野寺 清 貴	○
	9	米 田 徳一郎	○
	10	米 田 忠 一	○
会議録署名議員の 氏 名	7	前 川 安 男	
	8	小野寺 清 貴	
	9	米 田 徳一郎	

地方自治法第121条 の規定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長	小 田 祐 士
	副 村 長	中 村 剛
	教 育 長	菊 地 理
	総 務 課 長	大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長	松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長	神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長	貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	中 野 俊 男
	地 域 整 備 課 長	前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長	小 野 寺 輝 彦
	教 育 次 長	明 内 和 重
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記	小 谷 地 鉄 也
	書 記	中 居 正 美
	書 記	小 野 寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり	
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり	
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

第4回野田村議会定例会会議録（令和6年6月）第1号

令和6年6月11日

（開会10時01分）

議 長 これより、本日をもって招集されました「第4回野田村議会定例会」を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。

議 長 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、日程に入ります。

議 長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議規則第117条の規定により、当職より指名いたします。
会議録署名議員に、7番前川安男君、8番小野寺清貴君、9番米田徳一郎君、
以上3名を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会に諮問した結果、お手元に
配付しております「議会運営委員会調査報告書」のとおり、本日より14日までの
4日間とされるよう答申がありました。
お諮りいたします。
本定例会の会期につきましては、本日より14日までの4日間とすることに、
ご異議ございませんか。

（なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日より14日までの4日間と決定いたしました。
お諮りいたします。
議案調査等のため、明、6月12日は休会としたいと存じますが、これに、ご
異議ございませんか。

（なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、6月12日は議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

議 長 次に、日程第3、「諸般の報告」を行います。

村長から提出されました案件は、報告 1 件、承認 5 件及び議案 4 件であります。

次に、請願 2 件を受理いたしましたので、お手元に配付しております。

監査委員からは、地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による「例月現金出納検査の結果報告」が提出されております。

閉会中の動向につきましては、その概要を取りまとめた「閉会中の議長諸般報告書」のとおりであります。

諸会議の資料は、事務局に保管してありますので、後ほど、ご覧いただきたいと存じます。

議 長 次に、日程第 4、請願第 1 号及び請願第 2 号を議題といたします。
請願第 1 号及び請願第 2 号は、総務教民常任委員会へ付託いたします。

議 長 次に、日程第 5、報告第 1 号「令和 5 年度野田村一般会計予算繰越明許費の報告について」から日程第14、議案第 4 号「令和 6 年度野田村国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）」までの各案件を、会議規則第36条の規定により一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

副 村 長 提案をいたしました、報告 1 件、承認 5 件及び議案 4 件の提案理由についてご説明申し上げます。まず、報告第 1 号「令和 5 年度野田村一般会計予算繰越明許費の報告について」申し上げます。去る 3 月補正予算において繰越明許費として議決をいただきました。内容は裏面にございます。戸籍総合システム改修事業ほか 7 件について、本計算書のとおり事業費を令和 6 年度へ繰り越したものであります。

次に、承認第 1 号「令和 5 年度野田村一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分に関し承認を求めることについて」申し上げます。この補正予算は特別交付税及び地方消費税交付金等の額が確定したことに伴い専決処分をしたものであります。1 ページをお開き願います。第 1 条、歳入歳出予算の補正は既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,395万1,000円を追加し、補正後の予算総額を44億288万4,000円としたところでございます。款及び項の補正額は 2 ページから 5 ページまでの第 1 表歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、承認第 2 号「野田村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」及び承認第 3 号「野田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は同一の理由に基づき一部改正をするものでありますので、併せて説明をさせていただきます。専決処分の理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 30 日

に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い令和6年度の賦課事務等に支障を来たすことのないよう地方自治法179条第1項の規定に基づき、「野田村税条例の一部を改正する条例」及び「野田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を令和6年3月31日に専決処分をしたものであります。

次に、承認第4号「特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」申し上げます。東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い令和6年度の賦課事務等に支障を来たすことのないよう地方自治法179条第1項の規定に基づき、「特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」を令和6年3月31日に専決処分をしたものであります。

次に、承認第5号「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」申し上げます。奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い令和6年度の賦課事務等に支障を来たすことのないよう地方自治法179条第1項の規定に基づき、「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」を令和6年3月31日に専決処分をしたものであります。

次に、議案第1号「令和6年度野田村一般会計補正予算（第1号）」について申し上げます。今回の補正は村道中平上明内線歩道新設事業、新型コロナウイルスワクチン定期接種事業及び価格高騰緊急支援給付金給付事業等に要する経費に所要の予算措置を講じた外、人事異動に伴う一般職給与費等の人件費など早急に対応を要するものについて補正をしようとするものであります。第1条歳入歳出予算の補正は既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億5,785万1,000円を追加し、補正後の予算総額を65億7,940万1,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。第2条債務負担行為の補正につきましては、6ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正のとおり、戸籍総合システム標準化・共通化対応事業990万円を追加しようとするものであります。第3条地方債の補正につきましては、7ページをお開き願います。第3表地方債補正のとおり、村営バス運営事業ほか2件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第2号「令和6年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について申し上げます。今回の補正は療養給付費及び高額療養費に要する経費について補正しようとするものであります。第1条歳入歳出予算の補正は既定の予算額に歳入歳出それぞれ477万3,000円を追加し、補正後の予算総額を4億8,604万円にしようとするものであります。款及び項の補正額は2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、議案第3号「令和6年度野田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について申し上げます。今回の補正は後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費について補正しようとするものであります。第1条歳入歳出予算の補正は既定の予算額に歳入歳出それぞれ24万8,000円を追加し、補正後の予算総額を5,166万円にしようとするものであります。款及び項の補正額は2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、議案第4号「令和6年度野田村国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）」について申し上げます。今回の補正は施設管理費に要する経費について補正をしようとするものであります。第1条歳入歳出予算の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ353万1,000円を追加し、補正後の予算総額を4,677万8,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

以上で提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 報告第1号から議案第4号までの、提案理由の説明が終わりました。
お諮りいたします。

ただいま説明のありました、議案等10件のうち、報告1件及び承認5件は本日審議し、議案4件の審議につきましては、6月14日の会議において行うことにしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、報告1件及び承認5件を本日審議し、議案4件の審議につきましては、6月14日の会議において行うことに決定いたしました。

議 長 それでは、報告第1号「令和5年度野田村一般会計予算繰越明許費の報告について」を審議いたします。

直ちに、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
以上で、報告第1号を終わります。

議 長 次に、承認第1号「令和5年度野田村一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについて」を審議いたします。

専決内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長　ただいま議題となりました、承認第1号「令和5年度野田村一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについて」予算内容についてご説明申し上げます。はじめに歳入についてご説明いたします。12、13ページをお開き願います。2款、地方譲与税405万3,000円の増額は地方揮発油譲与税2万1,000円の減額と自動車重量譲与税407万4,000円の増額を交付決定に基づき措置しております。3款、利子割交付金は13万4,000円の減額、4款、配当割交付金は98万8,000円の増額、5款、株式等譲渡所得割交付金は115万3,000円の増額、6款、法人事業税交付金は197万7,000円の増額、7款、地方消費税交付金は2,919万2,000円の増額を措置しております。8款、環境性能割交付金81万円の増額は環境性能割交付金61万9,000円の増額と15ページ上段、自動車取得税交付金19万1,000円の増額を交付決定に基づき措置しております。10款、地方交付税8,626万9,000円の増額は特別交付税8,624万3,000円の増額と震災復興特別交付税2万6,000円の増額を交付決定に基づき措置しております。17款、寄附金722万1,000円の増額は、がんばるのだ応援寄附金422万1,000円の増額と企業版ふるさと納税寄附金300万円の増額を実績に基づき措置をしております。18款、繰入金1億1,757万8,000円の減額は各種事業費を1目の財政調整基金から8目の森林環境譲与税基金までの各基金に求めておりましたが、各事業費の確定によりまして、それぞれ7つの基金からの繰入額を調整し措置しております。

次に、歳出についてご説明いたします。16、17ページをお開き願います。2款、総務費1,395万1,000円の増額は、村債管理基金積立金973万円の増額、がんばるのだ応援基金積立金422万1,000円の増額を措置しております。以上で説明を終わります。

議　　長　　これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
中川昇君。

中川昇議員　15ページの歳入ですが、一般寄附金「がんばるのだ応援寄附金」の件数と「企業版ふるさと納税寄附金」は何社からの寄附であるか、お伺いします。

議　　長　　未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長　中川昇議員のご質問にお答えします。「がんばるのだ応援寄附金」令和5年度の寄附金件数は1,544件、金額は2,022万1,500円となっております。「企業版ふるさと納税寄附金」は5社から寄附をいただいております。以上です。

議　　長　　ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
承認第1号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決定いたしました。

議 長 次に、承認第2号「野田村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を審議いたします。
専決内容の説明を求めます。
税務課長。

税務課長 ただいま議題となりました、承認第2号「野田村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」ご説明申し上げます。議案書裏面に専決処分書を添付しております。次のページに別紙といたしまして、改正条例を添付してございます。最後のページに参考資料として条例の改正概要がございます。1、提案の趣旨は省略させていただきます。2、条例の内容がありますが、(1)個人村民税の①公益信託の見直しによる所得税法の規定の見直しに伴い、寄附金税額控除の規定を整備しております。なお、施行日は令和7年1月1日であります。次に②令和6年能登半島地震災害による雑損控除額等の特例規定を新設しております。次に③令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の定額減税を実施する規定を整備しております。ただし納税者の合計所得金額が1,805万円、給与収入であれば2,000万円以下の納税者に限るものであります。(2)固定資産税の①再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を改める等、所要の整備をしております。②新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置における申告方法を見直しております。(3)その他所要の整備をしたこと。次に3、施行期日等ありますが、(1)この条例は、令和6年4月1日から施行しております。なお、条文により施行日が異なるものでございます。(2)所要の経過措置を講じております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
承認第2号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決定いたしました。

議 長 次に、承認第3号「野田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を審議いたします。
専決内容の説明を求めます。
税務課長。

税務課長 ただいま議題となりました、承認第3号「野田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。議案書の裏面に専決処分書を添付しております。次のページに別紙といたしまして改正条例を添付してございます。最後のページに参考資料といたしまして添付しております条例の改正概要をお開き願います。1の提案の趣旨は省略いたします。2の条例の内容であります、(1)後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に改めております。(2)国民健康保険税の減額の対象者となる所得の基準について、次のとおりとしております。①5割軽減の対象世帯の軽減判定において、被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5,000円に引き上げております。②2割軽減の対象世帯は、被保険者数に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げております。(3)減免規定を整理するなど、所要の整備でございます。次に3、施行期日等ありますが、(1)この条例は、令和6年4月1日から施行しております。(2)所要の経過措置を講じております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
承認第3号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決定いたしました。

議長 次に、承認第4号「特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を審議いたします。
専決内容の説明を求めます。
税務課長。

税務課長 ただいま議題となりました、承認第4号「特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。議案書の裏面に専決処分書を添付しております。次のページに別紙といたしまして改正条例を添付してございます。最後のページに参考資料として条例の改正概要をお開き願います。1の提案の趣旨は省略いたします。2の条例の内容であります。1の固定資産税の課税免除に係る適用期限(対象設備の取得期限)を「令和6年3月31日」から「令和8年3月31日」に延長しております。(2)その他法改正にあわせ改正しております。次に3、施行期日等ありますが、(1)この条例は、令和6年4月1日から施行しております。(2)所要の経過措置を講じております。以上で説明を終わります。

議長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
議長 それでは採決いたします。
承認第4号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決定いたしました。

議 長 次に、承認第5号「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を審議いたします。

専決内容の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 ただいま議題となりました、承認第5号「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。議案書の裏面に専決処分書を添付しております。次のページに別紙といたしまして改正した条例を添付してございます。最後のページに参考資料として条例の改正概要をお開き願います。1の提案の趣旨は省略いたします。2の条例の内容であります。固定資産税の課税免除に係る適用期限（対象設備等の取得期限）を「令和6年3月31日」から「令和9年3月31日」に延長しております。次に3、施行期日等ありますが、（1）この条例は、令和6年4月1日から施行しております。（2）所要の経過措置を講じております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

承認第5号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決定いたしました。

議 長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

なお、次の会議は、6月13日、午前10時から、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

（閉会10時34分）

令和6年6月 第4回野田村議会定例会会議録（第2号）			
招集年月日	令和6年6月11日（火）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和6年6月13日（木） 10時01分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和6年6月13日（木） 14時56分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 10名 欠席 0名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8	小野寺 清 貴	○
	9	米 田 徳一郎	○
	10	米 田 忠 一	○
会議録署名議員の 氏 名	7	前 川 安 男	
	8	小野寺 清 貴	
	9	米 田 徳一郎	

地方自治法第121条 の規定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長 小 田 祐 士
	副 村 長 中 村 剛
	教 育 長 菊 地 理
	総 務 課 長 大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長 松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長 神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長 貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長 中 野 俊 男
	地 域 整 備 課 長 前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長 小 野 寺 輝 彦
	教 育 次 長 明 内 和 重
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記 小 谷 地 鉄 也
	書 記 中 居 正 美
	書 記 小 野 寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議長 これより、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより日程に入ります。

議長 日程第1、「一般質問」を行います。
質問は、通告書の提出順に行います。

議長 まず、4番、丹野和子君の一般質問を許します。
丹野和子君。

（一括質問・一括答弁）

丹野議員 4番、日本共産党の丹野和子が村政について質問します。

1、「交流物産等複合施設に係る予算の執行にあたっての附帯決議の取り組みについて」。3月議会において、交流物産等複合施設について、4点の附帯決議を採択しました。この附帯決議をもとに施設の建設、運営にどのように取り組んでいくかについて質問します。（1）「近隣の同様の施設との差別化に努めること」については、差別化のために特徴を生かした建設、運営として、どのような施策を考えていますか。（2）「村民への説明を一層丁寧に行い、十分な理解を得られるよう努めること」、「可能な限り住民等の意見や提案を取り入れるよう努めること」については、関連する点もあるので、併せて質問します。過日、住民説明会を開催しましたが、それも含めて、住民からどのような意見や要望が寄せられていますか。また、産直ばあぶるの利用者に話を聞いたところ、「週2回か3回買物に来ている」「ここが便利である」などの意見がありました。多くの村民に利用されている所なので、現在地を今までに近い形で残すことを考えてはどうでしょうか。（3）4番目の附帯決議は、「現在の施設について、駅の機能を残すとともに、効率的な活用に努めること」でありました。野田村の玄関としての駅のにぎわいが残るよう駅の機能を残し、無人化は回避できないでしょうか。

2、「交流物産等複合施設の基本構想について」。平成27年に策定した基本構想を、令和3年度に見直し発表しています。その中に「施設が担うべき役割」として、6点があげられていますが、その中のいくつかについて質問します。

（1）基本構想に「道路利用者の休憩機能の充実」とあり、その中に充電機能の充実、キャンピングカー等の受け入れのスペースの確保があります。これらは設置されますか。また、その場合はどのような利用を想定していますか。（2）

「様々なニーズに対応する進化する施設」「施設内エリアでのイベント等の開

催機能」とあります。施設内の各種スペース、駐車場等にイベント可能なスペースが確保され、ハード面での可能性は多くあっても、ソフト面での仕組みが必要と思われますが、実施主体はどのように構築していくのでしょうか。（３）

「負担の少ない・チャレンジしやすい運営方法」があげられています。その内容として、出店者の負担を減らす仕組み、出店者がチャレンジしやすい受け入れ体制、小規模農家でも出品可能にするとの３点があります。これらが実施できるようにどのような方策を考えていますか。加えて、出店者、小規模農家等に生産量の増加が図れるように、出店にかかる経費や生産費用について経済的支援を考えてはどうでしょうか。

３、「小・中学校体育館へのエアコン設置について」。児童・生徒の熱中症対策、避難所の環境改善のために体育館にエアコン設置が必要と思います。現在新しく建設中の小学校に、体育館も含めてエアコンが設置されるでしょうか。併せて非常用電源、断熱性確保も必要と思います。現在の小学校については、今後の利用状況も含めて、リース等検討して設置できないでしょうか。中学校は、生徒の健康と、避難所としても重要な場所ですので、各種補助金、事業費などを活用して、早急に設置することが必要ではないでしょうか。

４、「桜の苗木の植樹について」。桜の苗木を十府ヶ浦公園に、今年３月１００本植えたとのことでした。前の桜の木を植え替えることになった原因は何ですか。また、植え替えが１２年も経過した今年になったのはなぜですか。今回は順調に育って、桜並木ができるよう願っていますが、そのための方策はなされているのでしょうか。現在、３月に植えた桜の苗木に葉が出ているものとそうでないものがありますが、葉が出なくても問題はないのでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の１番目のご質問であります「交流物産等複合施設に係る予算の執行にあたっての附帯決議の取り組みについて」の１点目、「近隣の同様の施設との差別化のために、どのような施策を考えているか」であります。ハード面である「施設」とソフト面である「イベント・企画など」の連携を強化するほか、夕方以降の来訪者獲得のため、自動販売機等の導入、山林の活用、キャンプサイトの整備などを予定しており、魅力ある選ばれる施設整備を目指しているものでございます。２点目の「住民からどのような意見や要望が寄せられているか」であります。４月２９日に開催した説明会においては、建設予定地の立地が適していること、他の施設との差別化が重要であること、暗い話題が多い中だが新施設の完成を期待していること、地域住民の買い物の場がなくなることへの不安、新施設への住民のアクセスの想定や有害鳥獣対策の必要性、産直商品の価格設定などの意見等がございました。また、「産直ばあぶるの現施設を今までに近い形で残すことを考えては」については、産直機能は移転することとしており、現施設については効果的に活用されるよう公募により施設利用者を選定する方向で検討しております。３点目の「駅の無人化は回避でき

ないか」についてでございますが、今後も利用する方が便利にお使いいただけるよう無人化せず活用して参ります。

2番目の質問であります「交流物産等複合施設の基本構想について」の1点目、「道路利用者の休憩機能の充実について」であります。敷地内に電気自動車用急速充電設備を1基、キャンピングカー等の利用を見込んだ電源付き駐車スペースを4区画整備する予定でございます。2点目の「ソフト面での仕組みを実施主体はどのように構築していくのか」についてであります。施設の管理運営につきましては、指定管理者が企画・運営していくことを想定しておりますので、村としては集客力のある魅力的な施設の有効活用や柔軟な運用などを目指し連携したいと考えております。3点目の「負担の少ない・チャレンジしやすい運営方法」についてでございますが、本件についても指定管理者の管理運営の中で、魅力向上に必要と思われる企画や採算性を検討し、実施・運営できるよう連携したいと考えております。また、出店に係る経費等の経済的支援でございますが、村の既存制度を活用して新規出店者等を支援していきたいと考えております。

4番目のご質問であります「桜の苗木の植樹について」であります。植え替えることになった原因につきましては、議員ご承知のとおり生育状況が思わしくなく、施肥等を行いながら状況を注視してまいりましたが回復の見通しがないことから、寄贈を受けたタイミングで行ったものでございます。12年経過後の理由でございますが、完全に枯死していなかったことから、回復するよう手を加えていたことによります。今般の植え替えに際しましては、ある程度土壌を入れ替え、根張りがよくなるようにしております。植え替えた桜の葉が出ていない苗木があることは認識しており、枯死しているものもあると思われるため、業者からの確認や、寄贈元へ確認中であり、対応を検討しているところでございます。

以上でございます。

議 長 教育長。

教 育 長 丹野議員の3番目のご質問であります「小・中学校体育館へのエアコン設置について」であります。現在のところ、建設中の小学校は、非常用電源や断熱性を備えた設計となっておりますが、既存の中学校も含めて、体育館へのエアコン設置は大きな整備費用を要することや、使用頻度、管理コスト等を考慮すると、設置は困難であると考えております。現状では、気温や湿度が高く、熱中症にかかる恐れがあると判断された時には、小・中学校とも児童生徒の体調に留意して、体育館での運動を控えているところであります。また、災害時の避難所として夏場に使用する場合、教育委員会としましては、エアコンが設置された教室等での対応も可能であると考えております。

以上でございます。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
丹野和子君。

丹野議員 3点目の「駅の無人化は回避できないか」については無人化せず活用して参りますとの答弁でしたが、具体的にはどのようなことを考えているのでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野和子議員の再質問にお答え致します。丹野議員ご承知のように駅機能については、「株式会社のだむら」の事務室用として活用し、事務を執りながら駅の切符を求める方に対して切符を販売している状況にございます。いろんなご意見等もございましたし、駅を利用する方がそれなりにあるということで、休憩施設またいろんな物の販売もしていますが、販売等ある程度強化していくということで、「株式会社のだむら」の事務とは別に人を配置することでの活用を考えているところでございます。以上でございます。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 「株式会社のだむら」とは別に人を配置する形で考えているとの答弁がありましたが、それは村として雇う形での配置を考えているのでしょうか。

議 長 村長。

村 長 これからの三陸鉄道さんとの色んなやりとりもありますが、切符の販売等、駅機能の部分に対して年間で100万円前後の委託料をいただいています。その契約をどういう形にするかですが、まずは村で人を雇う、またそこに何かの機能を持ってくる、いずれそこに人を配置することで考えているところであります。ただ、ご承知のようにJR切符を販売できた時にはそれなりの収入がありましたが、今は三陸鉄道の切符のみです。そこに電気料、暖房料等、結構な経費がかかってくることも鑑みながら「株式会社のだむら」に委託するのは厳しいなというふうに考えておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 それでは、「交流物産等複合施設の基本構想について」。2点目のソフト面での仕組みについて。「指定管理者が企画・運営していくことを想定しております」との答弁でしたが、指定管理者のみならず多くの関わる人たちを集めて協議会のような仕組みを作って話し合いをしながら進めていくのはどうでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答え致します。これまでも主となる団体が「株式会社のだむら」だったり、また商工会青年部であったり、色々なイベントが開催されております。今、丹野議員がおっしゃったように、それぞれの団体からの発言発想だけではなくて、色々な団体が集まって活用方法等を考えていくこともいい形だなと思いますので、今そういうふうにするとはお答えできませんけれども、そういう方向でやることもありかなと思っています。いずれせつかくの施設を活用してもらって、ひさし等もそのために長く大きくしているものですから、そこのところを使った様々なイベントが年に数回という形ではなくて、ある程度定期的に開かれていくように皆さんのご意見等を伺って進めて参りたいと思いますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 それでは、「交流物産等複合施設の基本構想について」の（３）生産者への援助についてです。村では「村の既存制度を活用して新規出店者等を支援したい」とあります。制度もですが、小規模農家でも使える、生産量が多くなくても使えるような形での支援を指定管理者に払う管理料とは別にそういう方への支援を考えられないでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答え致します。かなり前からですが、出店者の一番の負担が当番で出なければならないことがありました。当番で出ない場合には、当番の自分の分を負担して誰かに出てもらおうということで運営してきたこともございます。今回はそうではなく、運営自体レジと一緒に精算する形になりますので、小規模出店者用のスペースも作れるようになると思います。手数料等の補助については、なかなか簡単な話ではありませんが、今話をしたような補助等をうまく使っていただいて、別のところで経費を節減していくということをしていただければなと思っていますところです。いずれ出店する方々が出店しやすいように、またそのことによって出店品数、ある程度の時間になると物が無いというのがいつも言われることですので、そういうことがないようにするための色々な仕組みなどもやりながら、進めていければと考えているところでございます。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 ３、「小・中学校体育館へのエアコン設置について」再質問します。エアコ

ンの財政的措置について、学校施設環境改善交付金やそれにプラス例えば国土強靱化過疎事業債とか学校施設環境改善交付金に過疎事業債とか組み合わせると実質的には15～25パーセントで設置ができるというような補助事業の話がありました。こういうのは利用できないでしょうか。もう一つ、緊急防災・減災事業債というのがあって、非常用電源は対象になる話がありましたが、こういう形での設置はできないのでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 丹野議員の再質問にお答え致します。はじめに私たちのほうでは、国の支援制度、大規模改造事業というのを研究させていただきましたが、それによるとエアコンを設置する際に、体育館にエアコン設置して使用する電気代を削減するために断熱材化改修工事を実施しなければならないと。その費用は、現在の小学校及び中学校の体育館でそれぞれ4,000万円程度かかると予想されます。その上でエアコン等の機械設備、電気設備費等で更に5,000万円程度かかるものと予想しております。新設となる小学校体育館では断熱性を備えた設計となっているため、断熱材化改修工事の必要はありませんが、先ほどご説明しました通りエアコン等の機械設備、電気設備費等で約5,000万円程度要するものと予想しています。なお、国の支援制度が活用できたとしても冷暖房設備に係る補助は3分の1でございますので、村が3分の2を負担することとなります。なかなか組み合わせて総額いくらになるかというところまでは、まだ勉強不足でございますが、かなりの費用がかかるということは、ご理解いただけるのではないかなと思っております。以上でございます。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 4番目の「桜の苗木の植樹について」。「植え替えた桜の木の中に枯死しているものもあると思われるが、業者からの確認や寄贈元への確認中であり、対応を検討しているところである」というお話でしたが、これは枯れたらまた新しい苗木がいただけるとか、そういうような事で検討していることなのでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答え致します。実は寄贈元から11月に苗木が届くということで寄附を受けることにしましたが、実際は来なくて1月になってから苗木が来たということが一つございます。寄贈元に届いた苗木が既に枯死しているものもあるのではないかとということでの確認、それから植えてもらっている業者にも今どういう状況なのかと確認しています。私はあの場所をほとんど毎日歩くわけですが、葉っぱが出てきたもの、また根っこのほうから出ているも

のもある、全く出ていないものもあるということで、その確認をした上でどのような方向であるかということを決めていきたいと思っております。以上でございます。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 ぜひ、野田村に桜並木を作るように寄贈元や業者に確認して、駄目なものは植え替えるとか、何らかの方法でそういう方策をとってもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答え致します。我々とすれば寄贈元から来た時点で、もし枯死しているものがあつたとすれば、当然その分をというお話をしていきたいと思ひますし、この桜に関しては、あの場所非常に厳しいといへば厳しいのですが、防潮堤が出来たことによってそれなりに場所によっては生育しているものもございます。毎年のように桜を寄贈したいという色んな団体がありまして、これまでも十分かなということでお断りをしていた部分もあるのですが、そういうところも見据えながらいずれ枯死しているものは植え替へることで進めていきたいと思ひております。以上でございます。

議 長 以上で、4番、丹野和子君の一般質問を終わります。

議 長 次に、6番、小野寺豊君の一般質問を許します。
小野寺豊君。

小野寺豊議員 6番議員の小野寺豊が、3項目にわたって質問させていただきます。まず最初に大変申し訳ございませんが、質問事項の2項目「村道の維持管理について」の下から3行目になりますが「森林環境贈与税」を「森林環境譲与税」に訂正させていただきます。それでは質問に入らせていただきます。

「小学校建設工事について」昨年の11月造成工事に着手。今年5月末時点で外構のフェンス設置も終えて、建築工事が開始されているようで、施工計画での進捗度合が良好であるとの工事関係者のコメントもあります。工事発注後から現在までの間で設計計画の変更の有無は。また変更が望ましいと検討している事項があれば、その内容をお伺い致します。

2項目「村道の維持管理について」毎年今の季節、草木の生命力、成長の早さに驚くわけですが、村内各地で道路脇の草刈りはするものの、木々の枝払いがされず道路両側から覆いかぶさり、暗く緑のトンネル状態で道路幅員が狭くてカーブが多い本村の道路事情、雪の季節は雪の重みで枝が垂れ下がり交通障

害を起こしたりもします。森林環境譲与税活用で毎年計画的に一定区間ごとに大鉈を振るう時と考えるが見解をお伺い致します。

3項目「交流物産等複合施設建設について」前回の定例会で、トイレの機能強化のための設計の見直しを要望した中で、便器等増設するかもしれないとの答弁と記憶していたが、トイレ棟の設計変更修正がされているか現況をお示し頂きたいと思います。以上、登壇しての質問を終わります。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の2番目のご質問であります「村道の維持管理について」であります。通行に支障がある枝払いは維持作業で実施しているところでございます。議員おっしゃるとおり、高木によりトンネル状態になっているところが散見されると認識をしております。村道敷地内であれば、成長する前に伐採等するようにしておりますが、民地につきましては所有者の方々からのご協力もお願いしたいと考えているところでございます。今後も通行の安全確保のため適切な維持管理に努めて参ります。

3番目の「交流物産等複合施設建設について」のトイレについてであります。ご提案のあったとおり男性トイレの小便器を3基増加した設計となっております。来場される方が快適に利用いただけるよう配慮したいと考えております。以上でございます。

議 長 教育長。

教 育 長 小野寺豊議員の1番目のご質問であります「小学校建設工事について」であります。昨年工事に着手して以来、造成工事、建築工事とも順調に進んでいるところであり、工事が始まって以来、現在の進捗率は21パーセントとなっております。これまでのところ、令和5年度分については地盤改良のほか、土砂の運搬・整地等に係る経費について、変更増としたところでございます。また、現在、2階のトイレをより使いやすく配置するなどの検討を進めているところでございます。以上でございます。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
小野寺豊君。

小野寺豊議員 1項目について再質問させていただきます。今説明がございましたが進捗度合は良好であるということで私も同じ認識で非常にいいことだと思っております。これだけ大きなボリュームの工事ですので、工事量も建設費もかかっているわけですので、変更があるのは当然だなという認識はもともととしておりますが、変更することによって金額の増減は当然あると思います。微々たるものはいいと思いますが、結構な金額というのもあるかと思っておりますので、そういっ

たものは、事前に私たちにもこういう方針にしたいとか事柄を共有できるような形にしていいただければと思いますが、その辺についてのご見解をお願いします。

議 長 教育長。

教 育 長 小野寺豊議員の再質問にお答え致します。議員ご指摘のとおり事前に共有できればいいのかなというふうに私も思います。機会をみて情報を共有できるようにその場を見つねながらお話できればなというふうに思っております。以上でございます。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 2項目の再質問をさせていただきます。村道何線がということでもないのですが、特に際立って目立つ所もあります。あえて何線がどうかこの場では言いませんが、多分担当課の皆さんはご存じだと思います。道路が曲がりくねっている所は見通しが非常によろしくないです。軽トラで走っていても際は車に触るので、できるだけ走りません。軽自動車以上であれば、場所によっては天井をすって走る状態ですので、道路の真ん中を走るような所が散見されます。カーブの所でびっくりする状態です。官民界越えて民地のほうに街灯がある場合があります。木の葉の中に入って、街灯の効力が3分の2ぐらいは阻害されているような所がかなりあります。最近はクマもよく騒がれますが、見通しがよくないトンネル状態の中でクマが出れば車に乗っていてもかなり怖い思いををすると思います。それから冬場、ある路線では杉の木の枝が垂れ下がって除雪車が入って来られないんじゃないかな、そのために除雪が滞っているような場所も私は見えています。この辺は見解もあると思いますが、時間をずらして融けたところを見計らって除雪しているのかなという所もあります。これも担当課では多分知っていると思います。その辺は見直しをして計画的な道路管理をお願いしたいと思います。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の再質問にお答え致します。今、議員おっしゃったように私も通りながら枝等が伸びているな、冬には垂れ下がってくるなというふうなものは目にしているところです。本当はそれをもとから切れればいいのですが、個人の財産であること等なかなか難しい部分があります。通行に支障のある部分の枝等については、それなりに切っているつもりですが、まだ足りない部分があるようですので、その辺については色々教えていただきながら伐採をしていければと思います。ただ枝を切るにしても所有者の了解を取らなければならぬので、所有者の了解を取りながら伐採をしていくということをしていければ

と思います。街灯については、今、お話を聞いて、私も認識が薄かったので、そういう街灯等にかかっている支障木等はなるべく早めに所有者のご了解をいただいて切るようにしていきたいと思います。昔からの課題でして、道路用地であれば村のほうでそれなりにやれるのですが、個人用地に手をかけるというのが、なかなか難しい。トラブルになったことも過去にはあるということでございます。その辺のところを鑑みながら、通行になるべく支障のないようなかたちに持っていければというふうに思いますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 説明は分かったつもりですが、村道全体ということではなくて優先順位をつけて、例えば1年目は官民境界から2メートル用地買収の交渉をして、2年目に予算を取って実際の作業に入るような形で、こまぎれにしていかないと、いつまで経っても解決しないと私は思います。国道もそうですが、大きな重機にアタッチメントをつけて、枝のはみ出した分を処理している現場も見受けられます。経費は当然掛かると私は思います。その辺も研究してみて、今年はできなくても来年には例えば100メートルだけであっても改善していく姿勢をみせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の再質問にお答え致します。用地の買収はなかなか難しい部分があると思いますが、今お話のあった作業車があるとすれば、それなりの経費はかかるとは思います。考えていければと思います。またお話に出ていない部分に含まれていると思いますが、日陰になって融けないということで地域の方々、ぶつからないけれども日陰をなんとかできないかなという話もございします。枝払いだけでも違うということですので、その辺も含めて安全のためですので、検討していければと思いますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 3項目に入らせていただきます。「男性トイレの小便器を3基増加した」設計変更したということで大変喜んでいますが、3基増えたことでトイレが広がっているのでしょうか。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の再質問にお答え致します。トイレ棟そのものの大きさは変

わっておりません。中のほうで手洗いの位置の工夫等をして便器を増やしたということでございます。先ほど別なところでお答えしましたが、車でのキャンプも出てくるなど、今後色々な需要等お応えしながら少しずつ発展していく形にして進めていければなと思っておりますので、使いながら色々ご意見いただければと思っております。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員 便器が増えたことはいいですが、手洗いなどのスペースが狭くなったということは使い勝手が良くないことですよね。私は便器が増えた方が良い派です。例えば洗面所が手洗い場が必要だと言う人もいるかもしれません。確認の取り直しとか色々出てくると思うので増やしたくないのは分かりますが、もう少しなんとかならかったかなという思いもありますし、便器が3基増えたということで、すごく良かったと思いますが、そのうち1基小児用を設けてもらえれば非常に良いかと思いましたがいかがでしょうか。

議 長 村長。

村 長 小野寺豊議員の再質問にお答え致します。便器を3基増やしたことによって手洗い等が使いにくくなったことではなく、配置等を変えて使えるようにしています。当然その分、全体の空間スペースとしては若干変わりましたが、使いにくいような設計変更ではない形で進めているところでございます。子ども用の便器は本当に小さい子ども用もありますが、高さが一番下までの小型で細身の便器もございますので、子どもも使いやすいような形にしていければと思います。工夫しながら、ご意見いただきながら中を作っていければと思っておりますし、子ども小便器はトイレ棟ではない部分の方もありますので、その辺で色々工夫できればと思っております。以上でございます。

議 長 以上で、6番、小野寺豊君の一般質問を終わります。

議 長 次に、8番、小野寺清貴君の一般質問を許します。
小野寺清貴君。

小野寺清貴議員 議席番号8番、小野寺清貴。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

質問事項1、「鳥獣被害対策について」（1）現在、鳥獣被害対策は猟友会と村が中心となり取り組んでいると思います。そして今後も鳥獣被害が増加していくことが予想されるなか、猟友会だけでは対応しきれないことも想定されます。そのことを踏まえ、担い手育成は勿論のこと、農業従事者を中心とした地

域ぐるみの集落、個人単位での自主防除、自主捕獲の意識高揚が必要不可欠と考えますが、お考えを伺います。

(2) 鳥獣被害対策実施隊に従事するうえで、必要な資格のひとつに狩猟免許があります。村では狩猟免許取得に関わる一部を補助されているなかでお伺いします。近隣市町村も同じく補助金を設けているなか、野田村だけが猟銃購入の補助金を設けられていないのはなぜなのかお伺いします。

(3) 現在、駆除された野生鳥獣の多くは焼却処分、あるいは埋設処分されているのが現状です。今後間違いなく野生鳥獣の駆除数が増加することを踏まえ、駆除された野生鳥獣の利活用も考えていく必要があると思います。村のお考えを伺います。

質問事項2、「野田村育英会奨学金制度について」(1) 奨学金は学生の経済的な問題を解決し、学業に集中できる場を整えてあげることが出来ると共に、次世代の人材育成にも繋がる必要不可欠な制度と考えます。現在、日本の大学生、専門学校生の半数以上が奨学金を利用していると言われていたなかで、現在の野田村育英会奨学金利用者数をお尋ねします。

(2) 野田村育英会奨学金制度における、全額返還免除の条件として、看護師、保育士、介護職員の3つの職業(村内勤務に限る)に限定されているのはどのような理由なのか。また、野田村育英会奨学生規定の返還免除条件には、野田村に住所を有し居住している者、とのみ記載され、定住年数の条件がないように見受けられました。定住年数の条件もあわせて伺います。

以上、答弁よろしくお願い致します。

議長 村長。

村長 小野寺清貴議員の1番目のご質問であります「鳥獣被害対策について」の1点目「自主防除、自主捕獲の意識醸成」につきまして、特にも農林業従事者等における自主防除については、必要不可欠であることから、昨年度、県と管内4市町村が連携し、鳥獣被害対策アドバイザーを招いた講習会を開催し多くの出席をいただいております。今後関係機関等と連携し意識醸成を図りたいと考えております。一方で、自主捕獲については、あくまで被害を受けた農林業従事者が自らの責任で捕獲し適正に処理することが条件であることから、状況を見極め鳥獣被害対策実施隊の協力を得て捕獲することも必要であるものと考えております。

2点目の「猟銃購入に対する補助について」でございますが、本村においても猟銃購入に対する補助について、今後検討したいと考えております。

3点目の「駆除された野生鳥獣の利活用」につきましては、本村において昨年度の有害捕獲実績は、ツキノワグマは配分枠を超える12頭でございます。ニホンジカは0頭、イノシシについてはこれまで捕獲実績がない状況です。しかしながら、有害鳥獣の利活用については、今後重要であると認識しており、昨年度着任した地域おこし協力隊員が調査研究を進めていることから、今後の活

動に期待しているところでございます。

議 長 教育長。

教 育 長 小野寺清貴議員の2番目のご質問であります「野田村育英会奨学金制度について」の1点目、「野田村育英会奨学金利用者数」であります。現在、貸付中の方が9名、返還中の方が12名となっております。

2点目の「野田村育英会制度における全額返還免除の条件について」であります。返還免除は、今後の本村の発展に資する若者の人材確保を趣旨としたものであり、その中でも優先度として、保育士、看護師、介護職員の3つの職種を挙げておりますが、それ以外の職種にあっても2分の1を免除としているところでございます。また、減免した際の定住年数の条件についてであります。特に定めがなく、返還期間において、野田村に居住し、かつ就業していることが条件となっております。以上でございます。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
小野寺清貴君。

小野寺清貴議員 1の1点目「鳥獣被害対策について」再質問させていただきます。昨年度、鳥獣被害対策アドバイザーを招いた講習会を開催しているのは承知して、尽力されていることも承知しております。その中で、ある自治体では狩猟免許がなくとも罠の設置だったり見回り等の補助的な役割を果たす、有害捕獲サポーター制度を設けて、人手不足に対応しながら地域住民を巻き込んだ駆除対策、意識高揚を図っている自治体もございます。野田村でもそのような、有害捕獲サポーター制度なるものを設けてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

議 長 村長。

村 長 小野寺清貴議員の再質問にお答えいたします。今お話のあった、有害捕獲サポーター等、これから重要になってくるのかなと思っております。先ほどお話した、農林業従事者が自らの責任で捕獲するということは、ご承知のようにニホンジカ及びイノシシについて、囲い罠に限定されると。囲い罠で本当にどうするんだというのが私の本音でございます。結果資格を持っていない方々が、実際の捕獲に関わることは非常に難しいと思っておりますので、そうではないサポートする側に回って、実際に鳥獣被害対策実施隊等のまた資格を持った方々の活動と一緒にやっていくということをしなければ、非常に厳しい状況になってくるのかなと思っておりますので、そのようなことも検討して参れればと思います。以上でございます。

議 長 小野寺清貴君。

小野寺清貴議員　前向きなお話を聞けて良かったです。今後、狩猟免許がなくとも農業従事者を中心とした駆除に一步踏み込んだ専門的な部分、意識高揚、担い手育成につながるような対応をしていくことが必要だと思いますので、村全体での取り組みに期待しております。それでは「鳥獣被害対策について」２点目の再質問をさせていただきます。「猟銃購入に対する補助について今後検討したい」とお話いただきましたが、いつ頃という具体的なところは難しいとは思いますが、近隣市町村と比べるわけではありませんが、野田村自体の狩猟免許補助金は近隣市町村よりも着手は早かったと認識しているなかで、そして後手に回っている部分も否めないと正直思っております。その辺のお考えについて伺います。

議　　長　　村長。

村　　長　　小野寺清貴議員の再質問にお答えいたします。今ご指摘のあったように管内４市町村を見れば他市町村では猟銃等にも補助しているというのが実態でございます。これも考えなければならぬということで、なるべく早いうちにと思っています。ただ、今年実は捕獲の単価については、管内例えばクマは１頭１万円というところを野田村では５万円ということで、有害駆除していただくということに力を入れていきたいということでそのような取り組みもしております。イノシシ等においても近隣よりは倍の金額ということで、あとはそれに資格と道具ということだと思いますので、それも含めて。これは県要望の際にもお話していますが、「有害鳥獣は農作物被害だけの話ではなくて、色んな施策が非常にどれも急いでやらなければならないけれども、すぐにやれて、すぐにやらなければならないのが、この有害鳥獣対策だ」ということで発言をしております。このままにしておくと人が住めない。人よりもクマ、シカが多くなってくるのが心配されるということで、これに対しては県でも非常に前向きに考えてくれていると思っています。連携をしながら進めていければと思います。そのようにご理解いただければと思います。

議　　長　　小野寺清貴君。

小野寺清貴議員　クマと対峙するうえでは猟銃がなければ厳しい部分がございますので、早めの対応をよろしくお願いいたします。それでは質問事項２の「野田村育英会奨学金制度について」の１点目について再質問させていただきます。現在貸付中９名、返還中１２名ということでお話いただきましたが、近年の推移としてはどのような形なのか分かる範囲でよろしくお願いいたします。

議　　長　　教育長。

教 育 長 小野寺清貴議員の再質問にお答えいたします。最近の細かい数字については現在持ち合わせていませんが、傾向といたしましては横ばいの状況と捉えております。もっと制度の良さを知って増えてくれればいいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議 長 小野寺清貴君。

小野寺清貴議員 正直自分が思っていたよりも利用者が多数いて安心しました。奨学金制度は限られた財源の中ではありますが、利用していただくための制度だと思いますので、今後ますますこういう制度があると理解されていない村民もいらっしゃると思いますので、周知の徹底をしていただきたいと思います。それでは奨学金制度の（２）の再質問をさせていただきます。先ほどの答弁の中で「本村の発展に資する若者の人材確保を趣旨としたものであり、その中でも優先度として、保育士、看護師、介護職員の３つの職種を挙げております」ということですが、今後専門的な職業、全額免除に当てはまるような職業を増やすお考えはあるのでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 小野寺清貴議員の再質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり今は３つの職種に限定しているわけですが、世の中の動きであったり様々な村の課題であったり、そのような状況を鑑みたうえで協議しながら、広げる必要があれば広げていくというかたちで考えて参りたいと思っております。以上でございます。

議 長 小野寺清貴君。

小野寺清貴議員 定住年数の規定について色々なパターンがあって制定が難しいのは重々承知しております。今後、人口減少等の問題も出てきて、野田村に職業限定というかたちで全額免除という規定をと言ってもらえない時代がいずれ到来すると思いますので、近隣の職場で仕事をして野田村に定住し奨学金制度を使用している方であれば全額免除というような、思い切った施策、仕組みを考えてもいずれはよろしいのではないかと期待しての再質問で最後とさせていただきます。

議 長 教育長。

教 育 長 小野寺清貴議員の再質問にお答えいたします。奨学金はご存じのとおり財源等もあることでございますし、様々な近隣市町村の状況であったり、様々な課題を考慮したうえで、議員ご指摘のような面も考慮してまいりたいと思ってお

ります。現状、いつどうするということの回答は控えさせていただきます。以上でございます。

議長 以上で、8番、小野寺清貴君の一般質問を終わります。

議長 次に、5番、中川昇君の一般質問を許します。
中川昇君。

中川昇議員 令和6年6月定例会において質問の機会をいただきましたので、以下4点についてお考えを伺います。1点目「県道野田山形線と高校通り線交差点付近の交通安全対策について」であります。県道野田山形線と高校通り線交差点付近は三陸沿岸道路の開通により、交通量が多くなっております。隣接地には交流物産等複合施設が建設されるため、交通の混雑が予想されるところであります。利用者が安心して安全に施設を利用するためにも交通安全対策は喫緊の課題であります。横断歩道はあるものの通学路でもあり、歩行者用の信号機の設置、安全運転の看板の設置、路面標示で減速を促すなどの対策が必要と考えますが所見を伺います。

2点目「大雨対策について」であります。近年の気候変動等により、全国的に自然災害が激甚化、頻発している状況にあります。本県においても同様の傾向であり短時間雨量も増加し、台風や大雨等により大きな災害が懸念されるところであります。今後も気候変動の影響は続くと思われ、早期の洪水対策が必要であります。河川の堆積土砂や支障木の撤去、伐採などの必要性を定期的に調査し、河川近くの民家には土のうの配備等を行い、周知も含めて災害に備えておくべきと考えますが所見を伺います。

3点目「歯と口腔の健康にかかる子どもの歯列矯正費用の助成について」であります。学齢期の歯の健康において、虫歯予防と並んで大切なものが歯並びと言われております。虫歯予防に加えて噛み合わせの改善もすることで、栄養の吸収が良くなるなどの効果があり、さらに正しい噛み合わせによる口の健康は集中力や学習にも良いとされ、学習効率の向上も期待されております。歯並びや噛み合わせを直す歯列矯正は、総合的な健康と生活の質の向上にも寄与する重要な側面を持っていると言えますが現在、歯列矯正の費用はほとんどが保険適用外であり、保護者は大きな経済負担を抱えることになります。そこで、診療歯科医師から矯正が必要、矯正した方が良いと診断された子どもの矯正にかかる費用の一部を助成することについて所見を伺います。

4点目「野球場スコアボードの改修について」であります。平成12年度に開場した当野球場は、これまで東北大会、岩手県大会、九戸郡大会、村内大会等多くの大会が開催され、集客力のある施設として交流人口の拡大と本村のスポーツ振興の一翼を担ってきたところであります。スコアボードは野球場の中でも中心的な設備として選手のモチベーション向上を支えてきたとも言えると

思います。当野球場のスコアボードは高校野球開催時、天候状態によって見えにくいなどの指摘をいただいた事もあります。近年、各地の野球場は大会の誘致には球場の質にも左右される状況になってきていることから、選手名が表示されるスコアボードへの転換が進み、球場に大きなインパクトを与えております。付近には交流物産等複合施設も建設されることから、球場と施設との連携による集客も期待されるところであります。何よりこれからの本村の子ども達へ夢を与える施設、設備としてスコアボードの改修が必要と考えますが所見を伺います。以上登壇しての質問を終わります。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の1番目のご質問であります「県道野田山形線と高校通り線交差点付近の交通安全対策について」であります。議員おっしゃるとおり、交通安全対策は必要と考えております。ご指摘の箇所については、令和4年に久慈警察署に対し信号機設置の要望書を提出したところ、信号機設置基準に適合していないため見送りとなった経緯がございます。信号機の設置については様々な条件があり、現時点での設置は困難と思われませんが、今後さらに交通量が増加することが予想されることから、久慈警察署と情報共有しながら設置について協議して参りたいと考えております。また、村道については減速を促すドットラインが設置されておりますが、加えて交通安全や事故防止に関する啓発看板を設置するなどの対策を検討して参ります。

2番目のご質問であります「大雨対策について」であります。村管理の河川の維持管理につきましては、支障木等の自主確認や情報提供などを受けた都度、極力速やかに対応するよう努めております。県管理分につきましても、河道掘削、支障木撤去などの要望を継続しております。土のうにつきましては、ある程度ストックしておりますので、必要に応じて速やかに対応するよう努めて参ります。

3番目のご質問であります「歯と口腔の健康にかかる子どもの歯列矯正費用の助成について」であります。矯正治療が保険適用になるケースは、顎の骨の異常によってかみ合わせに問題の出ている顎変形症と診断された場合や厚生労働大臣が定める59の疾患に該当した場合などに限られております。なお、保険適用とならない場合でも、発育段階である子どもの歯列矯正は所得税等の医療費控除の対象となる場合があるようですので、医療機関に相談のうえ医療費控除の制度をご利用いただければと考えております。現段階において、歯列矯正に係る村独自の助成制度を制定することは難しいと考えております。

以上でございます。

議 長 教育長。

教 育 長 中川昇議員の4番目のご質問であります「野球場スコアボードの改修につい

て」であります。ライジング・サン・スタジアムは平成12年3月に完成して以来、スコアボードのLEDの劣化により平成21年度に改修工事を行っていましたが、以来15年が経過し、議員ご指摘のとおり明るさなど劣化が見え始めてきております。これまでも、球場施設につきましては、いろいろとご意見をいただいていたところでございますが、建設当時にスコアボードを施工した業者が撤退していること等により、前回のような部分的な改修が不可能となっており、全面的な改修が必要とされております。ライジング・サン・スタジアムは、県内でも指折りの球場として評価も高く、議員ご指摘のとおり多くの大会が開催されてきたところであります。今後におきましては、ナイター照明のLED化やスコアボードの改修など、財源の確保に努めながら、村のスポーツ施設のシンボルとして多くの利用者から愛されるよう検討して参りたいと考えております。

以上でございます。

議長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
中川昇君。

中川昇議員 まず1点目の交通安全対策について再質問させていただきます。以前に信号機の設置を一般質問で取り上げておりましたが、様々な条件等で今回は見送りになったということでございます。信号機にもいろいろとあるようでございます。できれば完全なものでなくても手動式で信号が変わるようなものでもできればいいなと思っておりますので、今後とも信号機の設置については様々な方面に働き掛けをお願いしたいと思っております。答弁は結構でございます。

それから2番目の大雨対策でございます。県管理につきましては色々と要望していただければよろしいかと思いますが、県管理以外、村で管理するもので重要河川もあるわけでございまして、大雨が降れば土のうは配置してあるところもありますけれども、まだまだ少ないというようなことでございます。河川の近くの住宅民家あたりに土のうステーションを設置して、すぐ住民が使えるような状態にできないものかどうか、ご答弁をお願いします。

議長 村長。

村長 中川昇議員の再質問にお答え致します。お話があったように県管理分については、なかなか毎年要望どおりとはいきませんが、県でも予算等確保しながら河道掘削等していただいたりもしております。村管理の部分については、今お話があったような大きな川でなくても小さな川もあります。これについては支障木等の情報等いただきながら、大雨の際にそこが溢れたりしないように今後も努めてまいりたいと思っております。土のうにつきましては、土のうステーションというお話ですが、いずれ検討する必要があるのかもしれませんが、今は土のうを準備してそれなりに置いています。自分たちで持って行って使うと

いうことを想定していると思いますが、個人の方々で自分の家のそばに川があって雨が降りそうという時に「土のう袋を提供してくれ」と言った場合には提供していますので、そのようなことでの対応を今後もしていきたい。大雨の規模がどんどん変わってきていますので、基本的には支度の部分をしっかりとやっていかなければならないということを県にも要望進めていきたいというふうに思います。以上でございます。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 4番目のスコアボードの改修について、再度質問させていただきます。スコアボードでございますが、高校野球等の際に様々なご意見をいただいていることは確かであります。従いまして大規模改修ということになれば、億のお金がかかるのは承知しておりますが、他の市町村等をみれば、地方債を使ったり過疎債をそれからスポーツ振興くじの収益金を充てるなど財源を使って、例えば一戸町とか北上市江釣子ではそういう改修を行っております。財源があるわけですから、あるといっても当然一般財源も出てきますが、そんなに多額の例えば住民福祉の経費を削ってまでというふうなことには私はならないと思っています。今の野球場の規模なり質を考えれば当然これからは高機能といいますか。老朽化もどんどん進んでいますから、高機能化を図りながら施設の長寿命化を図って長く使ってもらえるようにしなければなりません。スポーツ振興くじを使う場合には、その他のこともやらなければならないということで、例えば、内野の土の入れ替えやフェンスの修繕などやらなければだめですよというような条件があるようですので、なんとか財源をもう一度検討して早期に修繕を行っていただくようお願いできればと思いますが、そのことについてお答えをお願いします。

議 長 教育長。

教 育 長 中川昇議員の再質問にお答えいたします。議員ご指摘のようにt o t o等の助成があるわけですが、例えば活用を図るときにライジング・サン・スタジアムの場合を話したいと思いますが、現在のスコアボードを改修してフリーボード化するために必要な費用は、昨年参考までに私たちが調査した際には2億2,000万～3,000万円程度。その後の資材高騰等の考慮をいたしますとそれ以上の額になるものと予想しております。助成事業につきましては、ライジング・サン・スタジアムは完成から既に20年以上経過していることから、議員ご指摘のとおりスポーツ振興くじ助成金いわゆるt o t oの補助対象となるわけがあります。t o t oの助成につきましては、先ほどお話があったように内野の土等を入れ替えたりすることと絡めて3分の2の助成、3分の1が村の財源ということになるわけですので、それでも大きな財源が必要となります。またスコアボード単体のみの助成は2,000万円が上限ということになっておりますので、

何かしら工夫をしながら補助をいただけるようにしてまいりたいと思っています。ライジング・サン・スタジアムの維持管理にはスコアボードの改修や先ほどもお話しましたが、ナイター照明のLED化ということも含めて大きな財源となりますことから、有効な助成事業の活用等含めて前向きに検討研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 なんとか前向きに考えていただければ幸いです。特にも下の方には複合施設が造られることになりますから、誘客、集客をどうやって図っていくかということについても、これからの施設の課題だと思っています。この野球場を有効活用する、野球場のお客さんを施設の方にも誘導していくという流れを作っていくことが大事なのではないかと考えておりますので、建設の努力に期待をして終わらせていただきます。

議 長 以上で、5番、中川昇君の一般質問を終わります。

議 長 次に、1番、山田陽子君の一般質問を許します。
山田陽子君。

山田議員 村政の様々な課題・問題等の中から7点について、1番、山田陽子が質問いたします。1点目、「野田村交流物産等複合施設事業についての住民説明会等について」この事業の説明会が開催されたのは、4月29日建設事業が本決まりになってからの事でした。本村にとって物産館の移転は住民の関心も高く、事前説明や意見聴取は不可欠なものです。三陸鉄道への影響など特に駅の無人化は説明会時に住民に知らされたことも問題です。そこで次の2点について伺います。（1）住民への説明は、何故この時期に実施されたのか。（2）パブリックコメントをとるべきだったと考えますが、何故とらなかったのか。これらについて説明を求めます。

次に、2、「小中学校の給食費について」青森県では、今秋10月から小中学校の給食費無料化を実施するとの報道がありました。全県実施は全国的にも注目を集めています。昨年無料化について伺ったところ、村としては無料化の考えはないとのことでした。しかしながら昨今の社会情勢などから何らかの支援施策は必要だと考えますが、村長の見解を伺います。

3、「子育て支援について」昨今子ども・子育て支援の充実として「子どもの居場所づくり整備」いわゆる「子ども食堂」などが他の自治体等で実施されているようです。本村においてもこのような事業の展開実施をすべきと考えます。そこで例えば夏休みや冬休みなどの長期休暇の時期に実施することも一つの方法だと考えますがいかがでしょうか。

4、「道路整備について」三陸沿岸道路の開通に伴って、村道明内中平線や秋田線などの車の交通量が非常に多くなりました。また小学校の新築整備によりこの路線を通る児童生徒も増えることが予測されます。当然村としても必要性を実感している路線だと認識していることと思います。児童生徒の安全・安心のために、小学校完成に併せてこれらの道路改修及び歩道の確保を早急に進めることが必須だと考えます。どのように捉えているのか対応について伺います。

5、「パートナーシップについて」県が「岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針」を策定して一年が経過しました。この間に全国でも、県内の自治体でもジェンダー平等に向けて誰もが生きやすい地域社会の実現を目指しこの導入が進められています。本村においても制度導入を図るべきと考えます。村長の見解を伺います。

6、「体育施設の整備について」村の体育館は、小中学校のスポーツ少年団をはじめ生涯スポーツの振興に大きな役割を果たすスポーツの拠点となっている施設です。生涯スポーツを通して一人ひとりの心身の健康促進を図り日常的にスポーツに親しみ取り組んでいくために施設整備など環境の安全・充実は欠くことができません。この体育館は久慈地区中学校総合体育大会及び新人戦大会バレーボール競技をはじめ、村長杯中学校バレーボール大会や小学生のスポーツ少年団バレーボール大会などが長年開催されてきています。しかしながら、支柱やネット等の安全性に欠ける用具・器具・備品の劣化が見受けられます。そこで体育館内の用具・器具・備品等の点検を実施し計画的な環境整備を図るべきだと考えます。このことについて伺います。

7、「中学校の体育施設について」村体育館について伺ったところですが、中学校の体育館についても同様の質問となります。

(1) 体育館。中学校の体育等の授業はもちろん、部活動をはじめスポーツ少年団や生涯スポーツの施設としても学校開放し利用されている体育館です。バレーボール等の用具・器具・備品について、劣化して安全性に欠け、ケガなどのリスクを心配する声を以前から聞きます。安心・安全に配慮した適切な環境整備を図るべきだと考えますがいかがでしょうか。併せて災害時等の避難所にもなっている体育館ですので、暑さ対策としてエアコン整備が必要だと考えます。今後の対応について村長に伺います。

(2) グラウンド。5月に行われた体育祭は、突風や土が飛ぶ中で一種目ごとの合間にホースやジョウロで水撒きをしながら実施されました。令和3年6月、強風によるグラウンドの土の飛散対応について伺ったところでした。その後散水用スプリンクラーでの対応をとのことでした。しかしながら散水だけの対応では、近隣住民は納得が得られていないようです。やはり薬剤を撒いて土を固めるなど、抜本的な対策が必要だと考えます。その後対応策について、検討を重ねていくとの答弁をいただいておりますが、実効性のある対応が必要と考えますが見解を伺います。

以上でございます。

議長 村長。

村長 山田議員の1番目のご質問であります「野田村交流物産等複合施設事業についての住民説明会等について」の1点目、「住民説明会は、なぜこの時期に開催したのか」であります。議員ご承知のとおり、令和3年度から令和5年度において、施設への出店希望者・事業参画希望者の皆さまと、野田村デザイン会議として計9回の意見交換を行い、建物の設計だけではなく、機能やサービスについても意見を頂戴してきたほか、説明会や意見交換会、模型展示などを15回、ワークショップや視察を8回開催する等、その都度ご意見やご提案を頂戴して参りました。本年4月29日に開催した説明会については、施設整備に係る当初予算の可決に伴う附帯決議に基づき、住民への丁寧な説明の一環として改めて開催したものでございます。

2点目の「パブリックコメントを取るべきであったのではないか」でございますが、先ほど申し上げたとおり、複数年にわたり住民をはじめ、関係団体の皆様から多くのご意見を頂戴しながら設計に反映させて参りましたので、施設整備に係る最も必要なご意見やご提案を計画的に集約できたものであり、これらを尊重したいと考えております。

2番目のご質問であります「小中学校の給食費について」であります。議員ご指摘のとおり、青森県や県内の市町村でも給食費の無償化に向けた動きが出てきているところでございます。今後も他市町村や国・県の動向を踏まえながら検討して参りたいと考えております。また、今月実施される県要望の際に、他県での実例と併せて、県への働きかけを行って参りたいと考えております。

3番目のご質問であります「子育て支援について」であります。子どもの居場所の代表的な活動として、「子ども食堂」、「学習支援」及び「フリースペース」と言われているものがあり、子どもに対する生活の支援のほか、全国的には地域の多世代交流などを目的に民間団体やNPO法人、個人等で運営されている状況にあります。本村におきましては、「子ども食堂」はありませんが、「フリースペース」が民間団体により開設されており、2年ほどコロナ禍により休止しておりましたが、今年度は再開に向けて準備していると伺っております。村といたしましても、子どもの居場所づくりは、子どもはもちろん、子育て世代や地域にとって意義のあるものだと考えており、民間団体等による、いわゆる「子ども食堂」等も含めた居場所の開設を期待しているところであります。

4番目のご質問であります「道路整備について」であります。議員おっしゃるとおり三陸沿岸道路の開通により、各路線の利用状況に変化があると認識しております。全体を俯瞰し、利用状況、歩道の必要性など交通状況の推移を注視し、検討して参ります。

5番目のご質問であります「パートナーシップについて」であります。令和5年3月に岩手県から「岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関す

る指針」が示され、令和6年4月時点で県内の10市町が導入しております。この制度は法律で定められた制度ではございませんが、誰もが生きやすい地域社会の実現が期待される施策の一つであると認識をしております。この制度は地方自治体が独自に設けるものであることから、地域の状況を把握したうえで提供するサービスの内容や導入に向けた課題を整理し、必要に応じて検討を行って参ります。

以上でございます。

議 長 教育長。

教 育 長 山田議員の6番目のご質問であります「体育施設の整備について」ですが、村の体育館の用具・器具・備品等について、あらためて点検を行いました。多少の古さはあるものの、十分使用に耐えうるものと認識しているところでございます。今後も、利用者の安全を第一に考え、定期的に点検を行い、状況をみながら必要に応じて順次整備して参りたいと考えております。

7番目のご質問であります「中学校の体育施設について」の1点目、「体育館の用具・器具・備品」ですが、中学校の物品については学校で管理しているものであり、毎年予算要求時に要望が出てきているものについて必要性を鑑み、予算の範囲内で順次対応しているところでございます。また、中学校の体育館にエアコンを整備することについては、断熱工事と併せて整備する必要があり、大きな費用を要することや、使用頻度、管理コスト等を考慮すると、エアコンの設置は困難であると考えております。現状では、気温や湿度が高く、熱中症にかかる恐れがあると判断された際には、生徒の体調に留意して体育館での運動を控えているところであります。また、災害時の避難所として夏場を使用する場合、教育委員会としましては、エアコンが設置された教室等での対応も可能であると考えております。

2点目の「グラウンドの土の飛散について」ですが、野田中学校応急仮設住宅の解体後、県により野球グラウンドとして復旧した経緯があり、強風の際に土が多く飛散している状況でございます。長期的な対策として、費用も考慮するとなかなか良い方法がなく苦慮しているところでございます。ご指摘の薬剤散布で実施している例も伺っておりますが、大量に散布する必要があるほか、年に数回散布しなければ、効果が持続しないことと、怪我をした場合の薬剤の影響も考慮しなければなりません。今後の対応としては、防砂ネットを設置することも一つですが、現在整備中の小学校の校庭には、飛散しにくい土を入れることとしておりますので、その効果をみながら、中学校のグラウンドにも使用することが効果的であれば、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
山田陽子君。

山田議員　それでは、1点目の住民説明会等について再質問させていただきます。「令和3年度から令和5年度において、施設への出店希望者・事業参画希望者等との協議を9回行ってきたことによって説明会等はしなかった」というお話ですが、これは希望者、事業者、参画する側の方々の意見でありまして、利用する側の方々の声はなかなか聞く機会がなかったのではないかなと思っています。やはりそのあたりのところが今回住民の方々からの声としてあったし、現実として「もう決まってしまったのだから」というような声もあるわけです。ですから、そのあたりその点については、反省すべきものではないかなと考えますがいかがでしょうか。

議　　長　　村長。

村　　長　　山田議員の再質問にお答えいたします。説明をもっとすれば良かったというふうなことでございます。説明を受けていないという、その場所に来ていなかった方々もあるというのも現実的にあると思いますけれども、こちらとしては、例えば文化祭で展示したり、広報、ふちよ市、その他ワークショップも皆さんにお知らせしながら「新施設のワークショップをしますよ、皆さん参加してください」と4回ほどやっております。十分ではないというご意見もあると思いますので、それで先日説明会というかたちで開きましたが、村としては参加希望者だけではなくて、一般の方に広報しながら「こういう日にワークショップをします。ぜひ来て色々ご意見ください」ということもしてまいりましたので、そういうふうなことでご理解をいただければと思っております。

議　　長　　山田陽子君。

山田議員　長い期間の検討の結果がこのようなかたちで。方向としては建設をすることにはなったものの、やはり住民の方々の中にはどこかこうすっきりしない部分があって、それは何なんだろうと思って、私も非常に何でそうってしまったんだろうなというところは非常に疑問があるのですけれども、やはり今後小学校の新築とかこのような物産館等ほどの予算的に大きい規模の事業はなかなかこれからはないと思うのですけれども、しかしながらこれからは人口減少、少子高齢化という流れの中で、本当に一人一人のマンパワーが必要な時代に突入してしまっていると、どんどん人は減っていく、しかしながらこれまで十分にサービスを受けてきていたものが、今後も維持して、村民の方々に満足してもらえるかどうかというのは、非常に大変なこれからの課題だと思っています。そういう意味からいってあえて今回このような質問をさせていただきました。今後に向けての様々な施策等、事業等についてもやはり住民の方々一人でも多くの方に関心を持ってもらおう。広報等でお知らせしているんだけれども、なかなかそこに興味を持ってもらえないというような部分というのは非常に残念な

わけですが、このあたりのところを今後どういうふうにしていくかが大きな課題ではないかなという思いの中で、今回このような質問をさせていただきました。村長は、今後ですね、反省することというよりもこういうかたちで村としては対応してきたということのようですが、そのあたり村長の見解を再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えいたします。先ほど申し上げました、ワークショップ等には、村民の方々も参加をしています。山田議員からお話があったように、様々な説明会だったり住民懇談会だったり非常に参加する方々が減ってきている。これは我々のPRのしかたにも課題があるのかもしれませんが、皆さんにいずれいろんな村の動きに興味を持ってもらえるような工夫等していきたいと思いますし、それに対しましては、議員含め村民の方々から色々なご意見等いただきながら進めていきたいと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 山田陽子君。

山田議員 それでは2点目の「小中学校の給食費について」再度伺います。今月実施される県要望の際にも働きかけて参りたいという答弁をいただいておりますが、いずれにしても子育て支援の観点から見ても、このことは必要だと考えています。無償化はもちろん保護者の方々は嬉しいことですが、無償化でなくてもやはり補助等を考えながら村独自の支援策として考えていくという検討の余地はないのでしょうか。再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えいたします。お話がありました、子育て支援について、野田村としてはどちらかというと、先行してやってきたというように自負はしております。しかし給食費の無償化については、まだ村としてはやっていない。県内33市町村の中で現在無償化しているのが11市町村ございます。その中で住民の要望等も多いとは認識しておりますので、これについては、実施の時期であるとか内容方法等について具体的に検討しようということで内部で進めておりますので、そのようにご理解いただければと思います。いずれそういう方向性に、進んでいかざるを得ないような時代にもなってきている。ただこれも県の方にも、一緒になって進めていただきたいということでの要望等もしていきたいと思っております。以上でございます。

議 長 山田陽子君。

山田議員　ぜひ検討を早い時期から進めていただきたいと思います。それでは次に「子育て支援について」再質問いたします。一般的に子ども食堂というのは、手作りで温かい食事が安価で食べられるとか、子ども同士、親同士のコミュニケーションが取れるとか、そしてアットホーム的な雰囲気では誰かと食事ができるなどのメリットがあるわけですが、先ほどの答弁では居場所づくりの団体等、受け皿があればというようなところで、そういうところに期待をするだけで村としての考え方というのが見えてこないような気がしております。野田村の場合は人口も少ないので、いろんな意味で条件的にやはり村民全体、子どもを中心に村民の皆様が利用できるような、そういう事業の展開が必要だと思うんですね。そのあたりは大きい自治体とは違って、なかなかやはりガラス張りで見えるようなものでありますので、非常に難しいところだと思うんです。しかし私たちの村の地域の実情に合った取り組みを検討していく意味で、ひとつの提案として長期の夏休みや冬休みに毎日でなくても、子どもたちが学童保育等にお弁当を持って来ている子ども達もいるかと思いますが、そういった子ども達が利用もできる一つの手段として提案させていただきました。そのあたりのところについて再度伺います。

議　　長　　村長。

村　　長　　山田議員の再質問にお答えいたします。子どもの居場所という部分で言えば、様々な制度であったり、施設等があるわけでございます。今お話のあった例えば子ども食堂的なものになりますと、全国的に行政でやっている所はほとんどないわけですが、多分ですが線引きが難しかったり、いろんな子どもたちの差別的なことが難しかったり、いろんな課題があると思っています。行政で直接経営するということではなくて、それなりの団体の協力を得ながら、行政も一緒になって参画をしながら進めていく、支援をしていくというような形が、村としてはいいのかなというように思っておりますので、そういう団体や個人の方々に協力していただけるような形を作りながら、色々協議しながら進めていければと思っております。子ども食堂そのもののスタートはご承知のように色々な条件等があった中でやってきている。村ではそういう形ではなくて、今議員おっしゃったようにフリーな形の方が現実的であるのかなというように思っておりますので、その点を含めて検討していければと思っておりますので、その際には様々なご協力ご意見等いただければと思っております。以上でございます。

議　　長　　山田陽子君。

山田議員　地域でも子ども達を支えていくという観点で今後期待したいと思っております。次に「道路整備について」伺います。「利用状況、歩道の必要性など交通状況の推移を注視し、検討して参ります」ということですが、道路計画もあるわ

けですから、今すぐということにはならないかと思いますが、しかしながら三陸道へ向かう横の路線というのは、この二つの路線だけでなく泉沢の源平坂の十字路の横線もそうなのですが、朝の出勤時間帯、子ども達の通学の時間帯等が重なっておりまして、とても危ない場所です。およそ1年程で新しい小学校ができるわけですが、先ほど言った二つの路線は交通量が多くなっています。村としても認識していることだと思っています。秋田線についてはU字溝に蓋がされていますが、そこが5センチ以上の段差になっていて、狭くて非常に歩きづらいし、車の方々もカーブになっていますし、危ない所でございます。昨今、子ども達の通学時間帯に車が接触するような、ケガや死亡事故が全国ではだいぶ増えてきております。本当にあの辺は皆さん結構な速度で走っておりますので、危険で、安心して子ども達が新しい学校に行くためには、非常に難所になるなと思っています。もちろん新町の方からも子ども達が通学するわけですから、小中学校の児童生徒が利用する道路にもなるわけですので、早急に対応が必要だと思っていますので、そのあたりのところを再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えいたします。まず三陸道の開通によって非常に交通の状況が変わってきている、春や秋の交通安全運動等で、朝に交通安全の活動をするわけですが、鳥居の前は車の通りが非常に少なくなってきました。皆さん三陸道の方に向かう、また新町側から国道45号に向かう線の交通量が増えているのは実態として把握しているところです。色々な路線がありますが、先ほども申し上げたように、全体を見ていかなければならないという部分と工事をしようといった時に歩道等整備できる場所とそうでない場所がありますし、そういう所を見ながら事故のないように、信号機等もそうですが歩道、そしてまた道路の拡幅、場所によっては支障物の撤去とかいろんなものを検討していかなければならないと思っています。それに併せて、道路利用者の協力も必要だと思っていまして、なかには1、2分も違わないんですが、狭い方の道路を通って、1分でも早い方をとということがあがあると思います。運転者が急ぐことも分かりますが、時間帯によってはご協力もお願いしながら、いずれ安全な交通を確保していくということに力を入れていきたいと思っていますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 山田陽子君。

山田議員 明内線の先ほどのU字溝の蓋の段差については、あえて、あのようになっているのかもしれませんが。水の流れの関係などかもしれませんが、おそらく何らかの事情でああいう形にしていると思いますが、ぜひ現地を見ていただいて、その段差の解消については、狭いだけでなく子ども達でもどなたでもケガをする可能性も事故の可能性も出てきますので、ぜひ早急に対応をしていただきたいと

考えますが、再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えいたします。現在の場所、私も認識をしていなかったのですが、聞くところによるとそういう状況にあると。確認をしたいと思います。道路によってはスピードを出させないようにデコボコをつけたりする所もありますが、いずれ安全のためにはどのような方法がいいのかということ、改修しなければならないところは改修していくというところで、そういう場所がありましたら教えていただければと思います。いずれその場所については確認をしますので、そのうえでそれなりの対応を考えていきたいと思います。以上でございます。

議 長 山田陽子君。

山田議員 それでは5点目の「パートナーシップについて」です。「地方自治体が独自に設けるものであることから、地域の状況を把握したうえで提供するサービスの内容や導入に向けた課題を整理し、必要に応じて検討して参ります」ということですが、必要としている人たちが声にできないでいる問題だと思います。誰もが安心して暮らすために必要な制度だと考えます。病院の対応など、なかなか家族でなければうんぬんというようなかたちで、課題が多くて病院でも対応できないこともあったり、今のところは主に病院がだと思います。県の場合は県営住宅に入れるとか入れないとか。村の場合もそういったかたちであつても入れる状況なのかどうかも含めれば、なかなかそういう方々がカミングアウトしなければ制度の導入ができないっていうのは、おかしいと思います。やはり制度があることが大事なことだと思いますが、その点について再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えいたします。パートナーシップ制度については先ほど申し上げましたように、それぞれの自治体が独自に設けるということで、それがどのように影響してくるのかと。今お話があつたように県立病院については、そのことによって面会等の手続きができるとかあるようですが、それ以外の病院ではやっていないところもあるとか。村内において、そのようなことで何がプラスになるのかということも含めながら、県内全体でもそうですが、全国的にパートナーシップ制度については導入している所が増えてきているというなかでも課題があると聞いていますので、そういう課題等も色々と勉強しながら、まずはパートナーシップの制度を導入するしないというよりも、誰もが生きやすい地域社会にしていくということですので、そのことにこの制度の導入がどういうふうなかたちになっていくのか、またそのことで村としてど

ういうふうなことができるのかも含めたなかで検討していきたいと思っています。以上でございます。

議 長 山田陽子君。

山田議員 そういった方々が暮らしづらい、安心して暮らしていくために本当に必要なものだと思います。村内にいない問題ではなく、そういう制度があることによって野田村に定住する方もいらっしゃるかもしれない。これがあってなにか不利益を得るような制度であれば別ですけども、あって当然な制度だと思っておりますので、これについては課題等があるというお話ですが、ぜひ早い時期に検討して進めていただきたいと思います。

次に「体育施設の整備について」伺います。村の体育館については「必要に応じて順次整備して参りたい」というお話でございます。先ほど、中川昇議員からも野球場の施設整備について質問が出されておりましたが、その額からいきますと、村の体育館の場合は2桁3桁も違う金額で整備ができるのではないかなと思います。聞くところによりますと、8月ぐらいに県立病院の職員さん方のバレーボールの大会があるらしいです。コロナ禍で活動していなかったようですが、4年に1度の交流大会がございまして、だいぶ前に野田村体育館を利用して大会を開催したと記憶しております。それが今年また野田村体育館を会場として行われるような話を聞いております。村外からの団体等の利用もございまして、やはり安心安全に競技していただくためには、支柱は古いんだけれどもそれなりに使えるという部分はあると思いますが、重たかったりしておりますし、あとは支柱カバーというのもケガ予防や安全のためにも今もありますが、劣化しているような感じかなあと。これはスポ少はじめ村内の利用者からの声でもあります。利用しようと思えば9人制のネットがないそうです。6人制のネットと9人制のネットがあり、もちろんルールも別なんです。震災以降9人制のネットがないそうです。紛失なのかどうなのか震災以降、行方が分からないようです。得点板についても、デジタルの得点板など大きいものでなくてもそれなりに計画性を持って設置していくというのは、子ども達の活動にも、せめて公式試合等に使えるようなかたちでやっぱり考えていかなければならない時代じゃないのかなと考えますので、そのあたりのところについて、ぜひご検討願いたいと思います。再度点検等お願いしたいと考えますがいかがですか。

議 長 教育長。

教 育 長 山田議員の再質問にお答えいたします。まずバレーの大会については、大変申し訳ありません。私たちのほうで把握していませんが、あるのであれば精一杯対応したいなと思っております。バレーの支柱等、先日も点検しましたけれども軽量のアルミ製が1組、それ以外の鉄のものが2、3組あるわけですが、

議員おっしゃるとおり、重たいということでもあります。ただ、使用に際しては支柱を立てる際に気をつけていただいて、使う分には支障がないだろうというふうに捉えておりますし、各種スポーツの指導者であったり、中学校の大会関係者から「これぜひ、こうしてくれ」という声もいまだかつてないわけでありまして、そういう声に再度耳を傾けながら、先ほどご指摘のあった、カバーの劣化であったり、得点板のデジタル化であったりというものを含めて協議して、みんなに使いやすい体育館になるよう検討してまいりたいというふうに思っております。9人制ネットがないことに関しましては、担当等確認しまして対応したいと思います。以上でございます。

議 長 山田陽子君。

山田議員 震災以降ですね、復旧復興のほうに力を入れながら、そういう活動についてはやはり活動している方々も遠慮気味な部分が実際あったようです。先ほど、教育長さんから、要望がありましたらそういう声に答えていくという、力強い答弁いただきましたので、今後よろしく願いいたします。それでは「中学校の体育施設について」答弁のとおりですが、アルミの支柱については、多分中学校さんに1組あって、今度、中体連のバレーの大会があるために下に持ってきたものが、たった1組あるというだけのことだと思います。中学校で2コート使って事業をすとか練習をすることはないわけですが、小学生等の大会等も上の体育館と下の体育館、2会場でやるだけのチームが来ておりますので、子ども達にはもちろん保護者もついてくるわけですが、安全面等も考慮しながら、やっぱり計画的な整備等を、学校の先生方も要望されていると思いますが、一般の方々も含めたなかで、計画的にぜひ進めていただきたいと思います。答弁はいりません。ぜひよろしく願いいたします。そして次にグラウンドの件ですが、いずれにしても住民の方々は困っておりますので、来年の2学期以降に小学校が開校するわけですが、秋を越えてほしい、強風が吹く時期は春先が多いわけですが、春先の3、4、5月あたりなんです、そうすると、丸々2年間は我慢しなければならない状況になるわけですね、そのあたりのところで何らかの対策をしていただかないと、住民の方々は「小学校もそうだったらどうしようと、目も当てられないな」と実際の声もあります。ですから早急に対応していただくことを検討していただきたいと思いますので、再度伺います。

議 長 教育長。

教 育 長 山田議員の再質問にお答えいたします。グラウンドの土の飛散については、たいへん苦慮しているところであり、ご迷惑をかけているところであります。研究によると飛散防止につきましては、薬剤の散布であったり、防砂ネットそれから飛ばないように舗装みたいなかたちにするという3つがあるようであり

ます。薬剤の散布については研究いたしましたところ1平方メートルに1キログラム薬剤を入れると。野田中学校の校庭1万3,000平方メートルくらいありますので、かなりの量になります。そして労力、それを混ぜ合わせてということなので、1回に70万円程かかるようです。それを年間4回やるということで、なかなかこれは難しいなと考えております。そこで教育委員会といたしましては、山田議員さんがおっしゃるとおり、まるまる何もしないということではなくて、とりあえず中学校の校庭に、長さ120メートル程度の防砂ネットを設置して土の飛散をなんとか抑えながら、新しくできる小学校の校庭の土の効果を検証して、今後の効果的な対策について検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

議 長 以上で、1番、山田陽子君の一般質問を終わります。

議 長 お諮りいたします。
ここで、昼食のため、休憩したいと存じますが、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、14時00分まで休憩いたします。

(休憩12時16分)

(再開14時00分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。
日程を続行いたします。

議 長 9番、米田徳一郎君の一般質問を許します。
米田徳一郎君。

米田議員 9番、米田徳一郎です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。質問に入る前に1月1日16時10分に発生した石川県能登地方を震源とした、能登半島地震で被災された方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。私たちも東日本大震災大津波を経験し、その恐怖と復旧復興の厳しさ辛さを身をもって体験し、多くの方々のご支援を受け、乗り越えることができました。被災された能登地方の皆さんも諦めず支えを信じ、一日も早い復旧復興を果たされることを心からお祈りいたします。さて新型コロナウイルス感染症が収束し、5類に移行後もインフルエンザの流行が懸念され、医

療機関等では今なおマスクの着用が続いております。また地球温暖化が原因と言われている、風水害の大型化、火山の噴火や地震が世界中に発生し、多くの犠牲者が出ているとの報道があります。日本でも地球温暖化が進むと生態系や農水産物、自然、文化に多大なる被害が想定されます。加えて一次産業では資材費や飼料、光熱水費の高騰など経費がかさむ一方で、農家も漁家も困窮していると言います。更に人口減少、少子高齢化が進み自治体の存続すら危ぶまれています。先日民間の有識者グループ「人口戦略会議」が全体の4割に当たる744の自治体が2050年までに、20歳から39歳までの女性が半減し最終的には自治組織が消滅する可能性があるとした分析を公表しました。俗にいう「増田リポート」と言われております。このように先が見通せない状況で小学校の新築移転に加え、新たな道の駅として10億を超える資金を投じて交流物産等複合施設を建設することに、異議を唱える村民の声が多く聞かれております。そこで震災復興から新たなやりがいと生きがいを実感でき、住んでいることを誇りに思える村の実現を目指す村政の諸課題の中から、次の数点についてお尋ねをいたします。

まず1番目の「交流物産等複合施設について」であります。冒頭でも触れましたが、3月議会定例会で、令和6年度野田村一般会計予算中、交流物産等複合施設に係る予算の執行に当たっては、慎重かつ最善を尽くすとともに、当初の目的である「村に降りてもらい、村内に足を運ぶ起点」、まちなか賑わい再生につなげる事業内容にするよう附帯意見を附して採択されております。予算特別委員会前に、令和6年度一般会計予算の審議に当たって、「陸中野田駅」及び現「道の駅ぱあぷる」の利用計画などが示されていない状況での予算の承認は認めるべきではない旨の意見が多数でしたが、事の重大さに再度協議して4項目の附帯意見を附して議長に答申、その内容が近隣の同様の施設との差別化に努めること、ほか、次の質問の3点でした。しかしその後商店街、城内地区の村民から議会の承認に疑念を持つ意見が多く聞かれました。議会での議決はその議案を決めた責任を負うことにあります。議決にあたっては2名の反対、そして反対討論もなされましたが、賛成多数で可決をされております。このことを踏まえ今後議会として一議員として交流物産等複合施設建設については、しっかりと検証し、現「道の駅」などの関連施設の利用計画を村民に示し、理解を得た後に事業に取り組むよう強く望むものであります。そこで議会でお示しした附帯意見に沿った取り組み状況、住民の意見など、次の3点についてお伺いをいたします。

まず1点目の「村民への説明を一層丁寧に行い、十分な理解を得られるよう努める」などを求めています。どのように取り組まれたのか、お伺いをいたします。次に2点目の「可能な限り住民等の意見や提案を取り入れるよう努めること」について、どのような意見、内容であったのか、お伺いをいたします。次に3点目の「現在の施設については、陸中野田駅の機能を残すとともに、効率的な活用に努めること」について、駅の機能、ぱあぷる、食堂、さわやかトイレなどの具体的な利用計画をお示ししたいと思います。

次に2番目の「人口減少対策の取り組みについて」であります。人口減少対策、都市部を除く地方自治体の喫緊の課題でその対策が急がれております。その解決策は複雑多岐にわたっていることに加えて少子高齢化が急速に進み、国を挙げてその対策に取り組まれています、未だ解決の糸口が示されておられません。地方自治体の人口減少の主な原因は、「未婚化や晩婚化の進展」、「若者の結婚及び出産に関する意識の変化」、「育児に対する経済的な負担」などが原因とされております。また、人口減少、少子高齢化の主な原因は、20代から30代の女性が大学進学や就職などで都市部へ流出することが、主な要因でその対策が急がれていますが、このことを村長はどのように認識され対策を進める考えか、お伺いをいたします。

次に3番目の「観光振興の現状と課題、今後の対策について」であります。昨年の12月議会定例会で、三陸沿岸道路開通後の観光客の入り込み状況、新たな観光資源の掘り起こし、整備などの対応をお伺いしていますが、今回は三陸沿岸道路が開通して2年と6か月を過ぎ、交通量も安定した半面、国道45号の交通量が大きく減少、観光客の姿もまばらでさみしさを感じますが、観光施設、史跡、行動導線などの整備は万全だとお考えか。また、三陸ジオパークの案内標識、安全の確保を、どのように取り組まれているのか、お伺いをいたします。

最後になりますが、次に4番目の「北岩手・北三陸横断道路について」であります。県では新広域道路交通ビジョンと同交通計画を策定。盛岡市と久慈市を結ぶ「(仮称)久慈内陸道路」を「構想路線」として盛り込まれていますが、北岩手・北三陸横断道路整備に向けた進捗状況と整備促進に向けた課題及び解決策について、お伺いをいたします。

以上、4項目、7点について質問させていただきました。通告書に誤字脱字、文章にまとまりのないところもあったかとは思いますが、ご理解の上、ご丁寧なご答弁を期待し登壇しての質問を終わります。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の1番目のご質問であります「交流物産等複合施設について」の1点目、「村民への説明を一層丁寧に行い、十分な理解を得られるよう努めるための取り組み」についてであります、本年4月29日に交流物産等複合施設整備に係る説明会を開催し、施設整備の必要性や整備概要などについて、説明させていただいたほか、広報のだ6月号においても、同説明会の内容を掲載し広く周知を図る予定であり、今後も引き続き必要な情報の共有をさせていただくものでございます。

2点目の「可能な限り住民等の意見や提案を取り入れるよう努めることへの意見や提言について」でございますが、4月29日に開催した説明会においては、建設予定地の立地が適していること、他の施設との差別化が重要であること、暗い話題が多い中だが新施設の完成を期待していること、地域住民の買い物の場がなくなることへの不安、新施設への住民のアクセスの想定や有害鳥獣対策

の必要性、産直商品の価格設定などの意見等がございました。

3点目の「現在の施設については、駅の機能を残すとともに、効率的な活用に努めることについて」でございますが、駅機能やトイレ等については、今後も利用の方が便利にお使いいただけるよう配慮したいと考えております。また、観光物産館及び産直の機能につきましては新施設に移転することになります。今後も皆様のご意見やご提案を取り入れながら、事業を進めていきたいと考えております。

2番目のご質問であります「人口減少対策の取り組みについて」でございますが、少子高齢化、人口減少は、本村のみならず全国的にも大変重要な問題であると認識をしております。議員ご指摘のとおり若年女性の減少が懸念されており、4月に開催された人口戦略会議では、本村を含む県内26市町村が「消滅可能性自治体」と公表されたところであります。村では安心して子育てができる環境の構築に向け、取り組んできたところであり、子どもたちが健やかに育つ環境の整備と子育てに係る様々な経済的負担の軽減を図ってきております。また、従来の移住・定住対策のほか、引き続き結婚、新生活の経済的負担の軽減を図るための事業を実施し、若い世代の結婚・出産・子育てを支援して参ります。人口減少は、その要因として様々な要素が絡み合うことから、今後におきましても、子育て支援、交流人口の拡大、産業振興策などを継続して実施し、長期的な視点をもって進めてまいりたいと考えております。

3番目のご質問であります「観光振興の現状と課題について」でございますが、三陸沿岸道路の開通、インバウンド需要の増大など、近年、観光分野を取り巻く状況は大きく変化しております。コロナ禍を経て現在は、国内外において人流が活発になっており、本村においても、村公式SNSや野田村観光協会などと連携した各種情報発信に努めているほか、震災後に生まれた様々なつながりを生かした独自の取り組みも積極的に進めております。また本年は、みちのく潮風トレイルが全線開通5周年を迎え、2月には英国タイムズ紙で「日本の訪れるべき14の場所」に選ばれるなど、今後もハイカーの更なる増加が期待されます。これまでも関係機関と連携して各種取り組みを進めており、既に、著名な地図アプリにはトレイルルート全線が掲載されているほか、村独自の取組みとして、ハイカーをサポートする店舗等の設置、村内トレイルマップの作成などを実施しております。現在、一部で崩落や看板の腐食が見られる箇所もあることから、注意喚起の表示やSNSによる発信を行っており、看板の修繕等も順次実施して参ります。今後においても、安全且つ適切な管理を行い、三陸ジオパークや震災学習など関連する各分野とも連携しながら、本村の観光振興を図っていききたいと考えております。

4番目のご質問であります「北岩手・北三陸横断道路について」でございますが、まず、「構想路線」の位置付けでございますが、「高規格道路としての妥当性を検討する路線」とされております。「整備に向けた進捗状況」については、本年1月と3月に県土整備部長及び県庁担当課と関係首長との意見交換会が行われ、一部具体的な意見を交わすなど、少しずつではありますが前に進んでい

る状況でございます。「整備促進に向けた課題及び解決策」でございますが、現在、県で実施しております調査業務の中で、整備の考え方等について、沿線市町村と共有しながら検討を行っていきたいとのことでありますので、その中で洗い出しながら進めてまいりたいと考えております。また、同盟会といたしましては、今週末開催する総会において、会員選挙区選出の県議会議員の皆様は「顧問」として入会していただく予定となっておりますので、ご協力を賜りながら更に活動を強化して参ります。

以上でございます。

議長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
米田徳一郎君。

米田徳一郎議員 ご丁寧な答弁大変ありがとうございました。それでは再質問順次させていただきます。まず1点目の「村民への説明を一層丁寧に行い、十分な理解を得られるよう努める」の部分についてであります。会議等あるいは説明会等を開催したとはいえ、その内容が産直に出店する関係者あるいはそこに出す業者、そういった方々とのコミュニケーションが図られているようにご理解いただきましたけれども、ただ、城内地区の方々、交流物産等複合施設ができることによって、更に交通量が減ると。なおかつ買い物客も来なくなる。今のばあぷるに出向いての買い物等、これは村民だけじゃなくて観光客、要するに鉄道を利用して、野田村においでになる観光客の方々も、あそこまで歩いていくのは不便ですよ、そういった関係で今の予定地に移動すること自体ちょっと住民の方々、不信感を持っておられます。北区地区あるいは新山地区、しいて言えば中沢、久喜地区の方々もそうだと思いますが、そういった方々とのコミュニケーションあるいはアンケート調査等もせずに移転を決定したと。これはちょっと拙速すぎるように考えるのですが、その点いかがなお考えかお尋ねをします。

議長 村長。

村長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。まず、関係者のみではないかということですが、関係者との協議もずっとしてきたわけですが、それ以外にも住民の方々に参加していただくようなことで、広報等もしながらワークショップというかたちで何回か開催しております。そのなかで村民の方の参加等もありました。先ほど別の議員さんのご質問にもお答えしたように、いろんな機会を捉えて説明会をやるわけですが、なかなか参加していただけない部分もありました。それでいいということではなく、様々な機会を捉えて皆さんに広報していく。そのほかにも野田まつりであったりプチよ市であったり、また文化祭だったりというところで模型等も展示しながら、ご意見等いただく、そのような機会も作って参りました。そのようなことで令和3年から住民説明、

また議会説明等もしてきましたので、ただこれで十分というようなことは言えませんが、そのような時間をかけてやってきたということとはご理解いただきたいと思います。その上で先日の説明会の中では、先ほど申し上げましたように、「早く整備してほしい」ということもありましたし、また逆に「買い物行動に困る」という意見もございました。そのことには真摯に対応しながら、車で買い物する方については問題ないと思いますけれども、車のない方についての買い物行動を、どのようにサポートしていくのかということは、いろいろ検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。いずれ今後も事業を進めながら説明し、またいろいろと改修等もしながら進めていければと思っておりますので、そのようにご理解をいただければと思います。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 再度質問をさせていただきます。説明会の際に、当初事業費 7 億円で計画されておりましたが、10 億円に増額になったと。またさらにこれから経費がかさむ傾向にあるとなれば、それらについて住民にしっかり説明を果たして、そして住民のご理解をいただいたあとで、事業を実施するということが筋だと思いますが、この点と、それから多分、村長、交流物産等複合施設の建設にあたっての対応として 21 世紀村づくり委員会に諮問されたと思いますけれども、その会議の中で、どういった意見があって全会一致で導入について賛成されたのか。なぜ、21 世紀村づくり委員会というのを出したかといいますと、21 世紀村づくり委員会は全村の方々の地域の代表者が集まっての会議だと私は説明を受けたか、理解をしております。そうすると、ある程度の住民の理解を得られるとすれば、その 21 世紀村づくり委員会の委員の方々が、地域に帰って「そういった提案があって、こういうことを決めてきましたよ」と報告などはするかと思うのですが従来の答申機関であれば、そういうことはなかったのですが、一部の人間を村長が集めて諮問をして答申を受けていたのですが、今は全地域から、この 21 世紀村づくり委員会として出席されての議論だと思うので、その点をあわせて 2 点再度お伺いします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。議員ご承知のように、この計画については、かなり年数が経ておまして、当初 7 億円でございました。ご承知のように一般住宅もそうですが、どんどん物価が上がってきている。その中で 10 億円というかたちになってきたというふうなことでございます。その中でも工夫をしながら、更に村の負担を少なくするために、補助金等いろいろ模索しながら、デジタル田園都市構想で村の発展に資すると。この補助金のご承知のとおり申請すればつくということではなく、そういう計画が村の発展に資す

るかという審査があつてのことで、それが認められたという施設でございますので、その上で約2分の1近い補助を獲得できたと、それにいろんなものを使いながら、村の負担を少なくしていくことができたことでございますので、そのようにご理解いただければと思っております。21世紀村づくり委員会については、当然のことながら、かけておまして、その際に出てきた意見、手もとに細かいものございませんが、委員会の中では意見交換をしながら、情報提供しながら認めていただいたというふうなことでございますので、そのようにご理解いただければと思います。細かい意見等もし必要であれば、後ほど議事録等取り寄せてお知らせしたいと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 ぜひ議事録の写しがあれば、提供していただきたいというふうに思います。それでは2点目は1点目と大して変わらない内容ですが、答弁書の中に地域住民の買い物の場がなくなることへの不安とか新施設への住民のアクセスの想定で困るというふうな意見があったような答弁ですけれども、アクセスについてはどういった対応をされるのか、要するに住民の買い物が不便になる部分についてアクセスを対応するというのであれば、それがどういうふうになるのか。それから、当初の事業計画では三陸沿岸道路の開通により国道45号の交通量が70パーセント減少するんだと。それで観光客が少なくなるので、インターチェンジ付近に移転し村の玄関口として道の駅を整備、まちなか誘導、まちなか賑わい再生に導くんだというふうなご説明だと確か記憶しております。その思いには変わりがないか。当初と変わりがないのであれば方向等、具体的に再度お願いをしたいと思います。また人口減少や高齢化に伴い、一次産業が低迷し、近い将来、出店する生産者の確保が難しくなるのではないかとその点の心配はないのか。現在の野田駅は鉄道開通の際に、当時の村長が野田村民に限らず、宇部地区、久慈地区、久喜浜地区の方々の利便性を考慮して場所を選定したと伺っております。道の駅のだけは鉄道の駅舎と併せて作っておりますので、全国でも珍しい道の駅だと思いますが、なぜ移転が必要なのか。そういった部分についても村民の方々が疑問に思っております。そして、国道45号の交通量の再調査、あるいは三陸沿岸道路の利用形態、調査など、再度、検証分析し、結論を出すべきではないかというこの部分についても再度お考えをお尋ねします。また、この部分で最後になりますが、箱物を造ると維持費がかかりますよね。建設する時には事業費補助が起債であれ過疎債であれ、何であれ、はめればいいのですが、その後の維持費が大変だと思います。現、道の駅でも3,700万円といいましたか、前の聞き取りでは。それが4,800万円くらいになると、新しい施設になると1,000万円くらい増えますよというご説明でした。これは10年経てば4億8,000万円、こんな数字で維持できるのかどうかも疑問なんです、その点も含めて、再度お尋ねをします。

議 長 米田徳一郎君に申し上げますが、通告に基づいたかたちで再質問をしていた
だきたいと思います。

ただいまの再質問に対し答弁をお願いします。

村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。国道45号の通行量の減少、こ
れは村で調査したものではなくて、三陸国道事務所の調査、専門家の方々の調
査で70パーセント減少。これは一年でということではなく、最終的に70パーセ
ントぐらい減少するという。今現在毎年5パーセント前後減ってきています。
そういうことで、米田徳一郎議員も見て感じると思いますが、国道45号を通る
車が減ってきている。また村民の方々も国道45号まで出てくる方がかなり減っ
ている。そのまま三陸道に上がる方が増えている。そういうふうなことで70パー
セントが60パーセント台かもしれませんが、かなりの量が減るというのは、見
込まれるものだと思っています。そのようにご理解をいただければと思います。
この、まちなか再生については、当然のことながら、降りていただいてまちな
かに移動してもらおう。そのために、様々な仕掛けをしなければならないわけ
ですが、別の議員さんにお答えしたように、森林を使ったものであったり、キャ
ンプの部分であったりと、他にはないものを差別化したもの等を整備しながら、
その方々がまちなかで買い物をしていただく、そのような仕組み等もできれば
と思っていますし、距離的に近い所に様々な買い物等できる場所がございます
ので、利用していただけるような誘導型の仕組み等を作っていければというふ
うに思っております。出店者については、確かに農家も減少してきている。水
産業も正直言って厳しいというような中ではございますけれども、逆にここに
出店することで、それなりの収入が得られるというような仕組みを作っていく
べきだと思っております。そのための加工商品であったり、開発についても今
進めているところでございますし、これからそのへんのところもご意見等いた
だきながら、進められればと思います。維持費については、今かかっている維
持費よりもさらに今のままであれば、古い設備でございますので、維持費もど
んどんかかってくる。新しい施設の維持費の計算の中には、当然電気料等の増
等も含めていますし、そういうなかで、売上を伸ばしてこの維持費は運営でき
るような形に持っていくというようなことを考えているところでございます。
そのためには、先ほどの話の出店者、また商品等も開発しながら様々なことを
一緒にやっていかなければならないと思っています。野田駅の活用でございま
すけれども、今野田の駅を活用する方もございますし、駅で降りて野田を見る
かたも少ないわけではございますがいらっしゃる。そういう方々の利便性のた
めには、今やっている電動自転車であったり、住民バスを運行しておりますが、
時間帯等合わせながらシャトルバス的な活用をしていく仕組みも作っていきた
いというように考えております。いずれ、野田駅そのものを活用して、そこで
若干の買い物もできるようなかたちを取りながら皆さんのご理解ご意見もいた

だきながら進めていければと思っておりますので、そのようにご理解をいただければと思います。以上でございます。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 通告書に基づかない質問だというふうにお叱りを受けましたけれども、1 番目の質問の要旨は、1 点目 2 点目 3 点目に共通するものだと私は認識しております。だから、決して通告書に基づかない質問だとは感じておりませんので、これについてはご理解をいただきたいというふうに思います。1 番目の質問の中の 1 点目、2 点目、3 点目ですので 1 番目も踏襲していると私は考えたんですよ。だからそれに関連しての中身を 1、2、3 で 3 回まで質問できるように分類しただけの話で、だからこれについてはお認めいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。それでは今の関係についての最後の質問になります。3 回目になりますので。4 月 29 日に住民説明会を開催されましたよね、その概要と今後の予定について、再度お尋ねをします。これについては、事前に資料をいただいております。ただ出席人数 35 名、うち役場職員なり議員なり、それから説明者なりを含めるとその半分以上が関係者、一般の住民の方々が 15 名しか出席していないんですよね。このなかで説明責任を果たしたと言えるのかどうか再度お尋ねをします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。村としては、そのような機会を作るということ。先ほども別の答弁の時にお話ししましたが、いろんな説明会ましてや地域の懇談会等でもなかなか参加する方が減ってきている。そういう中で、このことに興味を持って、そしてご意見があって、集まっていたいた方々から、いろんな発言をいただいたということで、それなりの成果があったというように思っております。そのいただいたご意見になるべく沿えるようなかたちを検討していくということでございますので、そのようにご理解をいただければと思います。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 それでは、2 番目の「人口減少対策の取り組みについて」をお尋ねをいたします。これは 1 点ですので、重複することもないかと思いますが、少子化対策については結婚新生活支援や出産・子育て応援交付金など支給しながら、施策を講じられておられますが、その成果と課題についてどのようにお考えか再度お尋ねをしたいと思います。それから、村民が日常生活を送るために必要な行政サービスは一定の人口規模の上に成り立っているというふうに国では示されておりますが、一定人口の規模を保つには若い女性。先ほど冒頭でもお話し

したが、20代から39歳代までの女性の方々が流出しないような施策を講じなければならない。そうでなければ人口減少対策には結びつきませんよという、民間の会議のほうでお示ししていました。これらをどのように生かして人口流出を防ぐのか人口減少を防ぐのか再度お尋ねをします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。この人口減少問題については、村だけの問題ではなくて国全体の課題である。これを止める方策があれば教えていただきたいというふうに思っています。これは様々な施策を組み合わせながらも、なかなか難しい。それでもそれを一つでも改善するように少しずつできることをやっていく、そしてやってきたというふうに思っております。この消滅可能性自治体の公表がされましたが、一方で本村は前回調査との比較でプラス12.6ポイントということで、県内では最も改善した自治体ということになっております。これは一時的な現象かもしれませんが、そういうことを力に、一つずつ積み重ねながら少しでも対応していきたいというふうに考えておりますので、そのようにご理解いただくとともにいろいろな提案、提言等もいただければというふうに思っております。以上でございます。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 施策があれば、確かに皆さんで共有して人口減少を防げるということについては同感です。ただ人口減少、出生率低下を防いでいる先進町村も全国にはあるわけですね。岡山県奈義町でしたか2.95の出生率。これはその地域の特徴だと思いますが自衛隊駐屯地がある所のように、人口6,400人ぐらいと。インターネット等を調べるとかなり全国の先例が出ていますので、そのへんも踏まえて、いま村でやっている支援事業の大抵は合致しています。その町では、それ以外に対応しているようです。何を財源にしたかという、公共投資をやめて、子育て支援だったり、婚活だったり、住民の生活の安定を図って、ほかから入ってくる方々が増え、なおかつ出生率も高まったというふうな事例です。私もこういうことがあればいいと言っても、野田村では公共投資で部分的には支援もしていますけれども、公共投資が先行している気がして、それでこの質問をしましたけれども、この点対策としてはどういったものが考えられるか。また、隠岐の海士町、岡山県奈義町しか見ていませんが、そのほかにも北海道でもかなり出生率が高まったところがあるようですし、人口減少が収まった所もあるようです。そういったものを見聞きしながら対策を講じていただければ、なんとかなるかなと。特に野田地区は、宇部町、久喜浜、普代といった、ちょうど扇の要の位置にある、たいへん土地の利便性のいい所だと私は思って、ずっと務めてまいりましたが、そういった利点を生かして人口減少対策に努めていただければというふうに思いますが、この点について再度お尋

ねをします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。人口減少については全国的な課題でもございますが、今おっしゃられたように全国的には減少を食い止めている先進地等もございます。そのようなところの実態等も勉強しながら、対策を練っていくということも重要だというように思っています。また、それぞれの地域の魅力というものが、いろいろ聞いてみますと支援だけではなくて地域に住む人たちの魅力、また、地域に住んで生活していく魅力というのが非常に大きいというのが、先進地のいろんな事例等を見ると一番大きいのかなと思っています。そういうものを磨き上げていく、それも重要な要素であるというように思っています。また、交通の主流が車社会になってきている。そういう車社会の中で三陸道ができたり、様々交通の状況が変化している。今、宮古市まで三陸鉄道で行くという方は、かなり少ない。車の方が早いということで、なかなか三陸鉄道も苦勞しているわけですが、イベントとかいろいろな工夫をしながら、それを何とか解消しようとして努力をしているところでございます。村も三陸鉄道の一員でありますので、そういったことも含めながら動いていくわけですが、いずれ交通状況等は変わってきている。そういう中で交流人口の増が地域の活性化につながることをしっかりとやっていくためには、必要な施設は必要な施設でしっかりと整備をしていくということも重要であると思っておりますので、そのようにご理解をいただければと思います。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 ぜひ議会とも共有しながら、人口減少対策あるいは少子化対策に努めていただければうれしいとそういうふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。村長、施政方針演述で観光について、このように発言をされておりますが、「村内の魅力ある観光資源の情報発信に努める」との方針なんです。施設の現状、これは村長自らではなくて、担当課あるいは担当者の調査確認をしての施策の執行ということになるのかなと思いますが、春先に観光施設や史跡を見て回りました。この前、5月30日に総務教民常任委員会で、神明様のヒバとか御台場公園、大唐の倉、米田浜津波堆積物地層あるいは西行屋敷跡など見させていただきました。米田浜については、これから様々な調査だったり保存だったりの作業が出てくるとは思いますが、現状のまま今は、立ち入り制限をしながら保護をしているようです。この神明様のヒバ、御台場公園。大唐の倉はどうしようもないですが、これらの施設の維持管理が非常に悪いです。観光客があるいは潮風トレイルで散策している方々が通って、何とを感じるのかなと思って、私非常に残念な思いをして見てまいりました。村長が言っている、

観光資源の情報発信をすることはいいんですが、見に来る人のために何をすべきかということも併せて考えていかなければならないと。金がないからということではなくて、発信するならちゃんと施設を維持管理する。そして、見てもらって「良かったなあ」というものにしていかなければならないと思って、この質問をさせていただきました。教育委員会には、史跡の箇所がかなりありますよね。中学校の所に行けば縄文遺跡もありますし、観光でいけば、塩の道とか、それから私が関心を持ったのは、島川翁の像が立つ上に「縁結びの樹」というのがあって、教育委員会で支柱を立てていました。そういった所をもっと、観光ルートの中に入れて観光振興を図るべきではないかと思いましたので、この点について再度お尋ねをします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。観光資源の発信、これは本当に重要なことでございまして、まだ手のついていない部分もかなり多くあり、ご指摘いただいた所については、早くしなければならぬと思っている所でございます。神明ヒバについては、かなり前に大風で倒れて10年ぐらいになりますか。倒れてしまったのはしょうがないということで、あの場所には、その子どもと言いますかそういう木が生え始めているということですが、村で管理している場所ではないものでして、そのへんの所の難しさもあるのですが、いずれ色々なものがあるわけですが、もっとPRしなければならぬと思っております。御台場公園も非常に重要な史跡ではあるわけですが、なかなか整備が行き届いていないというよりも、たぶん知らない人が村内でも多い。そのようなことをPRしなければならぬと思っておりますし、今お話のあったえぼし荘の所、「アイセンブナ」と言うんですが、センノキとブナの木が絡み合っているということで、これは情報等、知っている方々が来て、議員ご覧になったとおり、おみくじをやっている。そういう隠れた恋愛スポットでもあるというようなことで、いずれ、もう少し力を入れていかなければならぬと思っております。今お話のあったほかにも、村の歴史文化手帳というものがございます。あまり大きくない本ですが、かなりの部分が網羅されている。また今お話に出てこなかった部分もたくさんありますし、今新たに重要な史跡ですよと言われている部分もございます。議員ご承知だと思いますが、そういうもの等を整理しながら、今はパンフレットというかたちではなくて、SNSとかいろんなアイテムを使ったものの方がPRには効果的という話もございますので、今地域おこし協力隊の方が色々な情報発信をしています。そのへんの所で話をしながら、もっともっとPRできるようにしていきたいと思っておりますし、先ほどお話したトレイルの5周年で議員皆様も見えて分かるように、村内でリュックを背負って歩いている方々が増えてきた。残念ながら私は英語を話せませんので、外国人が歩いてくると隠れるような感じですが、そういうようなことで、かなり増えてきている。それで先ほど言ったトレイルのこういうマップがあるので

すが、これにどこに行けばお水が飲めます、休めますよというのがありますが、そのほかにもSNS等でも発信をしております。こういうふうなものにプラスして、トレイルプラスアルファみたいな部分で発信をしていければと思っていますところ。それについても、なんとか早めに進めていければと思っていますので、これからもご指導のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 ぜひですね、情報発信する前に、地元野田村の観光施設あるいは史跡、そういったものを整備した後に情報発信をして、後手にならないように対応をよろしくお願ひして、最後の質問に入らせていただきます。

最後の質問ですが、「北岩手・北三陸横断道路について」です。最近の情報では国道281号を一般広域道路として位置づけられ、将来の高規格道路を目指す「構想路線」として「(仮称)久慈内陸道路」にしたということのようですが、北岩手・北三陸横断道路との関連について、再度お尋ねをします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。いわゆる「北・北道路」については、県の部長等と何回も会って協議をし、その上で、「北・北道路」とする「高規格道路」としての整備を検討する路線。妥当性を検討すると。これは構想路線と先ほども話したような、それで位置付けて構想路線に乗せるということでございます。県としては、国道281号の改修が今、進んでいる中で、国道281号の改修の部分と併せてやりたいというような雰囲気の話もありますが、「それは違う」と「それを直しても、また雨で道路が壊れて駄目です」と。「北・北道路」は「北・北道路」として進めてほしいということで、県にもそういうことで進めているということではなくて、そういう考え方もあるというように我々は認識をしています。先ほども申し上げたように、1月、3月県といろいろ意見交換した中でも話をし、今回こちらのほうでも独自に路線の線を引っ張って、そして我々は我々としてこういうような形の所というのは、話をしております。県としては、すり合わせをしながら進めていきたい。それぞれの意見があった部分から先に手を付けたいということで、場所によっては具体的な話も進み始めているというような状況でございますので、そのようにご理解をいただければと思ひます。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 今のご答弁、とにかく貫き通してほしいということがまず一番の願ひです。それから、先月ですか、県北地区選出の議員さん等とお会いする機会がありま

した。その方の話を聞きますと、もうその方すらも「国道281号を部分的に改修して、宮古盛岡間みたいな一般道路との共用で、この高規格道路を作って専用道路にするんだ」「それしかないな」と県議が言っているんですよ、今。私は「本末転倒だ」と。とにかく県北が遅れているのはそのせいなので、宮古盛岡で宮古地区もそうだと思います。時間的には高速部分で早くなりましたけれども、一般道路と一緒にというのは非常に利便性が悪い。そして「北・北道路」については、一貫してフル規格道路で村も町村議会、市町村議会もそれから県議も一枚岩となって国と交渉しなければ絶対に成功しませんよ。ですからこれだけは譲ることなく、村長の手腕で貫き通してほしいということです、その思いを最後に質問を終わります。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。いわゆる「北・北道路」については、我々もそのような意識で今動いているわけですが、確かに県議の方とお話して、ある県議の方がそういう発言をしたことがあります。副会長の私と会長の葛巻町長との話の中で、「まったく認識が違う、間違った認識だ」と、「あなたは何も勉強をしていない」ということで強くお話をしました。そういうなかで、今具体的な話が進んでいる部分はバイパスといいますか、今の道路と違う所にバイパス的に道路整備をする部分と、今非常に具体的な話が進んでいるので、あまりお話できない部分もありますが、議会でない時にお話ししますが、実際に進めている部分もございます。そういうことを進めながら、いずれ、我々が要望しているのは、「北・北道路」ですということで、そういうこともありまして、先ほど話をしたように、会員選挙区選出の県議会議員の皆様にも顧問として入会をしていただいて、同じ考えで意思を統一して進めていきたいというようなことですので、そのようにご理解いただきたいと思います。

議 長 以上で、9番、米田徳一郎君の一般質問を終わります。

議 長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
なお、次の会議は、6月14日、午後1時30分に開会いたします。
本日は、これにて散会いたします。

(閉会14時56分)

令和6年6月 第4回野田村議会定例会会議録（第3号）			
招集年月日	令和6年6月11日（火）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和6年6月14日（金） 13時30分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和6年6月14日（金） 14時23分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 10名 欠席 0名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8	小野寺 清 貴	○
	9	米 田 徳一郎	○
	10	米 田 忠 一	○
会議録署名議員の 氏 名	7	前 川 安 男	
	8	小野寺 清 貴	
	9	米 田 徳一郎	

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名	村 長	小 田 祐 士
	副 村 長	中 村 剛
	教 育 長	菊 地 理
	総 務 課 長	大 沢 勝 利
	住民生活課長	松 頭 容 子
	保健福祉課長	神 田 康 弘
	産業振興課長	貳 又 正 貴
	会計管理者兼税務課長	中 野 俊 男
	地域整備課長	前 川 満
	未来づくり推進課長	小野寺 輝 彦
	教 育 次 長	明 内 和 重
本会議に職務のため出席した者の職氏名	書 記	小谷地 鉄 也
	書 記	中 居 正 美
	書 記	小野寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり	
会議に付した事件	別紙のとおり	
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

令和6年6月 第4回野田村議会定例会会議録（第3号）

令和6年6月14日
（開会13時30分）

議長 これより、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長 これより、日程に入ります。
日程第1、「諸般の報告」を行います。
総務教民常任委員長から、請願2件の審査結果報告書の提出があり、お手元に配付しております。

議長 次に、日程第2、議案第1号「令和6年度野田村一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第1号「令和6年度野田村一般会計補正予算（第1号）」につきまして、その予算内容についてご説明いたします。説明は事項別明細書に従い、主な事業につきまして、款、項ごとに順を追ってご説明いたします。

まず、はじめに歳入でございますが、14、15ページをお開き願います。

14款「国庫支出金」4億6,638万7,000円の増額は、2項「国庫補助金」の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」940万8,000円の増額、「子ども・子育て支援事業費補助金」316万円の増額、「学校施設環境改善交付金」3,370万8,000円の増額、「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）」4億1,986万円の増額等を計上しております。18款「繰入金」4億7,932万2,000円の減額は、事業に充当される国庫補助金の交付決定に伴い財源振替を行い「公共施設等整備基金繰入金」の減額を計上しております。19款「繰越金」7,825万8,000円の増額は、前年度からの繰越額を見込み、計上しております。20款「諸収入」1,045万8,000円の増額は、4項「雑入」の「新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金」を計上しております。21款「村債」8,170万円の増額は、「村営バス運行事業債」190万円の増額。16、17ページをお開き願います。村道中平上明内線歩道新設事業債7,870万円の増額、野田小学校整備事業債110万円の増額を計上しております。

次に、歳出について主な事業をご説明いたします。18ページ、19ページをお開き願います。

2款「総務費」838万4,000円の増額は、1項「総務管理費」の「一般職給与

費」514万5,000円の減額、中段になります「地域おこし協力隊活動経費」504万1,000円の増額、「三陸鉄道経営安定化交付金」622万7,000円の増額等を相殺し計上しております。なお、「一般職給与費」につきましては、各款にわたり4月の人事異動に伴う経費を計上しておりますので、以降の説明を省略させていただきます。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。3款「民生費」4,503万2,000円の増額は、1項「社会福祉費」の価格高騰緊急支援給付金（非課税世帯）給付事業300万6,000円、その下になります、価格高騰緊急支援給付金（均等割のみ）給付事業が1,001万7,000円の増額、価格高騰緊急支援給付金（子ども加算）給付事業250万6,000円の増額、定額減税補足給付金（調整給付）給付事業1,482万4,000円の増額等を計上しております。

4款「衛生費」2,444万3,000円の増額は、21ページの一番下の段になります、1項「保健衛生費」、2目、予防費の「新型コロナウイルスワクチン定期接種事業」2,037万8,000円の増額。22ページ、23ページをお開き願います。2段目になります、「合葬墓作製経費」350万円の増額。2項「清掃費」の可燃ごみ収集運搬経費157万9,000円の増額等を計上しております。6款「農林水産業費」261万7,000円の減額は、3項「水産業費」の一般職給与費の減額と「漁港施設維持業務経費」350万円の増額を相殺し計上しております。7款「商工費」343万2,000円の増額は、1項「商工費」の「国民宿舎事業特別会計繰出金」323万2,000円の増額等を計上しております。8款「土木費」7,894万1,000円の増額は、2項「道路橋りょう費」の「村道中平上明内線歩道新設事業」を計上しております。次に、24ページ、25ページをお開き願います。9款「消防費」134万7,000円の増額は、「消防施設維持管理経費」を計上しております。10款「教育費」111万1,000円の減額は、中段になりますが「一般職給与費」の減額のほか、2項「小学校費」の「いわての復興教育推進事業」24万6,000円の増額、一番下の段になります、3項「中学校費」の「いわての復興教育推進事業」21万9,000円の増額、「人権教育研究指定校事業」23万1,000円の増額等を相殺し計上しております。

以上で、補正予算の概要の説明を終わります。

議長　これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
中川昇君。

中川昇議員　23ページ、委託料の「合葬墓作製経費」でございますが、さまざまな理由でこういった所を利用される方が今後出るということで、たいへんいい処置だと思います。合葬墓を利用できない方の条件等あれば、ここでお示してください。

議長　住民生活課長。

住民生活課長　中川昇議員の質問にお答えいたします。現在利用できる方の詳細について

ては、今後決定していく予定ですが、利用できる方については、野田村に住所または本籍がある方としておりますが、広く利用できるような施設にしたいと考えておりますので、今現在のところ利用できない方について規定することまでは考えておりません。以上です。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 これ以外の事業といいますか、何かをやる場合には、例えば税の滞納がないことなど、そういった条件を付けているのもあるわけですが、この合葬墓については、そういう条件はつけないということなのか、そこをお示してください。

議 長 住民生活課長。

住民生活課長 中川昇議員の質問にお答えいたします。言葉足らずの部分がありましたが、税の滞納がないことといった条件は加えたいと考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
米田徳一郎君。

米田議員 3点程お尋ねをします。まず1番目が22、23ページ。今、中川昇議員からご質問があった、「合葬墓作製経費」についてでございます。たいへん結構なことで、これから利用者の増える主な事業になると考えておりますが、この合葬墓の規模、構造。財源については一般財源ということですが、それ以外にも財源の確保ができるような気が私はしてるんですが、要するに本籍があって、また野田村出身の方で都会に住んでいる方で、なお墓地を確保できないような状況にある方々がたくさん居るっていうふうに伺っています。できればふるさとに帰ってふるさとの土に還りたいという希望のある方がたくさんおいでのようですので、どうでしょうか、寄附みたいな財源の確保についての検討はされておりますでしょうか。これを見ますと一般財源350万円ということなんですが、これらも含めて、もう少し慎重に検討して、ある程度、宮古市やあちこちで合葬墓をやっている所がたくさんあるんですが、ただ、一般的な墓地じゃなくて、県内にないような、そういう合葬墓で、皆さんに愛されるような合葬墓にできればってそういう希望もあつての質問ですが。ちまちまと小さいものをたくさん作っても意味がない。ですから皆さんから関心を持って、そこに入りたいとそういうお墓にすべきだと私思っていたものですから、そういう考えがないのか。規模と今後の需用に応じた大きさあるいは景観、そういったものまで加味しての公葬墓の造成は考えられないのか。その2点再度お尋ねをします。

議 長 住民生活課長。

住民生活課長　米田徳一郎議員の質問にお答えいたします。寄附については今のところ検討しておりませんで、使用料を一体につき、いくらというような形で設定をしたいと考えておりました。寄附については、今後他の市町村の状況を参考にさせていただきながら、必要に応じて検討させていただきたいと考えております。2つ目の規模についてですが、現在150体ほど収納できる大きさのものを作りたいと考えております。以上です。

議　　長　　米田徳一郎君。

米田議員　　すみません、3回しか質問できないのを計算に入れていませんでした。まず、この部分について規模と構造150ということなんですが、都会の方に行きますと、お骨を納められないで自宅にそのまま置いている方々もたくさんおいでですし、野田でも海蔵院に預けていて今回本堂の改修のために全部引き取るように通達して引き取って自宅に置いているのかなというふうに考えているのですが、そういった方々もたくさんいます。構造が仮に150体、それを超えたらどうするのでしょうかということと、多分骨堂ができると思うのですが、骨堂に納めるようなかたちになりますよね、150となると150人分しか納められない規模のものにするのか、それとも将来を想定しての構造にするのか、そういったことまで先を見越して検討しなければ厳しいなというふうに思います。宮古市の場合をインターネットで調べてみたんですが、摂待とかあちこちの墓地に合葬墓を作って、地区ごとに納めるようになされているところもあります。それらも含めれば多分150だと、どこにも間に合わないのかなと思いますが、人口がどんどん減るということは死亡者が増えるということですので、そこまで含めて検討するようにできないものかどうかの回答と、それから2つ目は同じページの「漁港施設維持業務経費」は、どこの場所で何をするのか。多分設計委託料だと思うのですが、これを一つ。それから、3つ目が「可燃ごみ収集運搬経費」のことで、事前に説明は受けました。ただ7月から10月まで試験的に実施するということなんですが、全域を2回にするけれども同じ週に2回という説明だったように記憶していました。今城内地区は木曜日に収集して月曜日に収集しますよね、それはなぜそうするかというと土日にゴミが出るから増えるからそのようなことにしているんですが、7月から10月まで全域2回で水曜日と金曜日と同じ週に2回やっても意味がないような気がするんですが、この点についてはどのようにお考えなのか。この3点について再度お尋ねをします。

議　　長　　住民生活課長。

住民生活課長　　米田徳一郎議員の質問にお答えいたします。合葬墓についてですが、150人分というふうにお話をいたしました、個別に例えば分けて入れるような形ではなくて、皆さん一つの骨堂の中に納めていくという形になりますので、現時点では150人分ということで、すぐに収納できなくなるほどではないのかなと

考えております。大きさについては3メートル×2メートルほどの上に石碑といますかそういったものを置きまして、その下に骨堂を設置する形としたいと考えております。2つ目のごみの収集についてですけれども、議員おっしゃるとおり、週に2回のところで1日しか例えば水曜日のところが水曜日と金曜日というところで、あまり意味がないといえますか、利便性はあまり向上しないのかもしれないですけれども、収集運搬業者に現時点での収集状況を確認していただいて、追加できるところは金曜日のあたりだということでしたので、まず一度そういった形でやってみたいなと考えております。それ以外、例えば土日をまたいでの形の曜日設定となりますと、広域連合全体での調整が必要になってきますので、若干時間がかかるテーマになるかと思っておりますので、まずは10月までのごみの搬出状況を確認させていただいてというところでご理解いただければと思います。以上です。

議 長 地域整備課長。

地域整備課長 米田徳一郎議員のご質問にお答えいたします。6款「漁港建設費」の「漁港施設維持業務経費」350万円でございますけれども、場所は玉川漁港の船揚げ場の前の白地になります。そこに堆積した砂の浚渫ということで、数年おきで実施させていただいておりますけれども、今回も堆積が多くなってきたということで、今回計上したものでございます。以上でございます。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 漁港については、わかりました。玉川漁港ということで。

では、合葬墓と可燃ごみの収集運搬経費について再度お尋ねをします。合葬墓150体分で多分お骨は骨袋に入ったものを納めると思うのですが、骨袋のまま入れると将来腐食してみんなと一緒にするという構造になっているんですが、そういう形で納めると思うんです。それが150体。今の部分で勘定すれば間に合うかもしれませんが、将来それでは間に合わないと思います。将来のことは将来考えますというのであれば、それでもいいですが、ただ先ほどもお話ししたように、もう少し他市町村の先例を見ながら検討して、もう少し大きくて、なおかつ見栄えのいい、そういう合葬墓にしてみてもよろしいのかなど。財源はないというのであれば、都会の方に行ってもかなり裕福な生活をされている方々でも、お墓は買えないような状況の人がたくさんいると伺っています。そうするとその人がたは、お金を出しても寄附してまでも戻りたいという人があれば戻ると思うんです。そういった検討もしてみてもはどうですかという提案でしたので、その点はお考えになってください。

それから、可燃ごみです。前に私が質問した時には、ごみステーションのフリーステーションを設置するというふうなお話で検討しますということでしたが、その後、ほかの議員さんから質問があつて、フリーステーションじゃなく

て、週2回全域をということだったようですけれども、その週2回全域をやるのはいいんですが、水曜日にやって金曜日だと、ごみが溜まらないですね。困っているのは「土日にとまったごみはけけないんで困る」という住民の声なんです。そうすると、フリーステーションだと土日でも捨てられますよね。誰でも持って来て。収集は仮に月曜日に城内地区と一緒に収集するのであれば特に。箇所数がちょこっと増えますが、量も当然増えますが、週1回のやつが2回になって月曜日に集中しますので。そういう形で進めるべきではないかなというふうに、私いま感じたものですから質問をさせていただきました。いくら試験的に7月から10月までやるというっても、同じ週の3日も経たないうちに2回収集しますよというても、それは多分量が。収集そのものが車だけはあるけれども、ごみの量がたまらない、そういう構造になっても困るんじゃないかなと思ったものですから質問させていただきましたが、よろしくご答弁お願いします。

議 長 住民生活課長。

住民生活課長 米田徳一郎議員の質問にお答えいたします。合葬墓の大きさについてですけれども、参考にさせていただいている宮古市では200体を収納する想定で建てたというお話を伺ったんですが、実際納めてみると200体以上は入るぐらいの状態になるといいですか、だんだん土に還っていく部分もあったりすること、思ったよりも余裕があるという表現でいいかどうかわかりませんが、というような状態だというふうに伺っておりますので、まず野田村としては150体収納程度の所だというふうに考えております。

2つ目のごみのフリーステーションについてです。フリーステーションについても週2回の収集と併せて検討したところですが、フリーステーションを村内に何か所も設置するのは、場所の問題もあって難しいのかなということもありますし、高齢者の方など、近くのごみステーションであれば出せるけどもフリーステーションまで持っていくのが大変だといった声もありまして、まず試行的に週2回という方法をやってみたいと考えておりますが、今後状況によっては、フリーステーションについての考えも全くなくしたわけではありませので、並行して検討していくというふうに考えていただければと考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
山田陽子君。

山田議員 同じく22、23ページ。「可燃ごみ収集運搬経費」について、今後の考え方を伺いたいです。今後2回にしていく方向での試験的なものなののでしょうか。

議 長 住民生活課長。

住民生活課長 山田議員の質問にお答えいたします。収集回数の公平性をというご要望をいただいている所ですので、2回を維持する方向でいきたいと考えております。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 今後2回にすると。今ここに経費が上がっているのであれですけれども、公平性を考えた時に、週1回でなく2回の方向で進めていくということですね。申し訳ありませんが、もう1回だけ確認します。

議 長 住民生活課長。

住民生活課長 山田議員の質問にお答えいたします。2回の方向で進めていきたいと考えております。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
小野寺豊君。

小野寺豊議員 23ページの「合葬墓作製経費」に関して3人目なんですが、先ほど規模というお話がございまして、3メートル×2メートルのその下ということですが、深さはいくらなんでしょうか。例えば、合葬墓に引き受けるのは、言葉があれですが新しい仏様だけなんでしょうか。例えば最近亡くなってそれをそこに埋葬とかでしょうか。それとも、墓じまいをして誰もいなくなって関係者が墓じまいをしてそこに納めたいといった場合でも、受け入れてもらえることなのでしょうか。それによっても規模がかなり変わってくると思います。古いお墓は土葬が多く火葬と違って分量が増えてくると思いますが、そのへんはどのような受け入れ態勢を予定しているのでしょうか。

議 長 住民生活課長。

住民生活課長 小野寺豊議員の質問にお答えいたします。深さについては資料を取り寄せますので、少しお待ちいただきたいと思います。仏様についてですが、既に亡くなられて埋葬されている方でいわゆる墓じまいをしたいという方、それから、これから亡くなられる方、そこは区別なく受け入れをさせていただきたいと考えております。ただ、全て火葬した方をお願いしたいと考えております。以上です。

議 長 小野寺豊君。

小野寺豊議員　　ということは、土葬の古いお墓は受け入れてもらえないということですね。火葬すればいいということですね。はい、わかりました。例えば最近亡くなった方で、火葬して一人分2リットル分ぐらいあるとした場合に1立法メートルあれば50人分になります。150人ということは3立法メートルあれば計算上満杯になるはずですが、減っていくかもしれませんが。そうなった場合に、2メートル×3メートルで深さが仮に1メートルだと6立方メートルです。そうすれば余裕があると思いますが、例えば深さが50センチメートルだとすれば3立法メートルしかないとなれば、ぴったり150人分で終わりということになりますが、それでよろしい計画なのでしょうか。

議　　長　　住民生活課長。

住民生活課長　　小野寺豊議員の質問にお答えいたします。先ほど答弁保留にした部分とも絡みますが、深さは約60センチメートルから80センチメートル位を想定しております。以上です。

議　　長　　小野寺豊君。

小野寺豊議員　　そうすると多少は余裕があると。先ほど私が2リットルと言ったのも分かりやすい数字で言ったので妥当か分かりませんが、例えば3立法メートルあるということになればもっと減ってくるわけですので、なんか余裕がない規模かなと思われ、そのへんが心配なんですがいかがでしょう。

議　　長　　副村長。

副 村 長　　私の方から若干もう一度説明をさせていただきますが、宮古市で200体ということで、いろんな協議をして今の150体にしたんですけれども、もうお墓はだれも見れないんだというのがまずあって、そういう方達が野田にどのくらいいるのかなというところから、いろんな予測をしております。そういう中で、宮古で200体なので、「今すぐもう私達のお墓はしまうんだよ」という方は、まだまだ多くないのかなと。もっともっと野田の人達の結びつきが高いのかなという気持ちが出て150体あれば、まだまだ当分の間は持つんだろうという予測のもとに150体ということにしております。いろんなお話がございましたが、東京から来るとかそんな話もありましたが、あくまでも村内にお墓があつて、もう娘達も来ない、子ども達も来ない、そういう方のお骨を中に収納するんですよ。骨だけを中に入れるという想定をしております。いずれ150体あれば、しばらく持つんだろうと。それからもし村内でもっともっと墓じまいするんだという方が増えてきた時には、また改めて検討して参りたいと考えております。

議　　長　　ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第3、議案第2号「令和6年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
住民生活課長。

住民生活課長 ただいま議題となりました、議案第2号「令和6年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、予算内容のご説明を申し上げます。歳入からご説明いたします。予算書の12ページ、13ページをご覧ください。8款「繰越金」477万3,000円の増額は、前年度の繰越見込み額を計上しております。

次に、歳出でございますが、14ページ、15ページをご覧ください。2款「保険給付費」477万3,000円の増額は、1項1目、療養給付費287万3,000円、2項1目、高額療養費190万円を支出見込み額に合わせて計上しております。以上で補正予算の内容についての説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第４、議案第３号「令和６年度野田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
住民生活課長。

住民生活課長 ただいま議題となりました、議案第３号「令和６年度野田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」につきまして、予算内容のご説明を申し上げます。歳入からご説明いたします。予算書の12、13ページをご覧ください。5款「繰越金」24万8,000円の増額は、前年度の繰越見込み額を計上しております。

次に、歳出でございますが、14、15ページをご覧ください。2款「後期高齢者医療広域連合納付金」24万8,000円の増額は、後期高齢者医療保険料の見込み額に合わせて、岩手県後期高齢者医療広域連合へ支出する納付金の見込み額を計上しています。以上で補正予算の内容についての説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第３号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第５、議案第４号「令和６年度野田村国民宿舎事業特別会計補正予算（第１号）」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 ただいま議題となりました、議案第４号「令和６年度野田村国民

宿舍事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、事項別明細書により説明申し上げます。まず、歳入でございますが、12ページ、13ページをお開き願います。1款1項「他会計繰入金」323万2,000円の増額は、施設管理に要する財源を一般会計に求め計上するものです。2款1項「繰越金」29万9,000円の増額は、前年度繰越金を計上するものです。

次に、歳出でございますが、14ページ、15ページをお開き願います。1款1項「施設管理費」353万1,000円の増額は、1階ロビーの空調設備の修繕に係る経費について予算計上するものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第6、請願第1号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願。」及び請願第2号「現行の健康保険証を残すことを求める請願」を会議規則第36条の規定により、一括して議題といたします。
請願第1号及び請願第2号は、総務教民常任委員会に付託しております。
ここで、総務教民常任委員長の報告を求めます。
総務教民常任委員長。

総務教民常任委員長 本委員会に付託された請願2件につきまして、その審査結果をご報告申し上げます。請願第1号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願。」及び請願第2号「現行の健康保険証を残すことを求める請願」については、いずれも採択すべきものと決定いたしました。
以上のとおりご報告申し上げます。

議 長 請願第1号及び請願第2号の委員長報告が終わりました。

それでは、質疑・討論・採決を行います。

議 長 まず、請願第1号についての委員長報告に対し、質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
請願第1号に対する、委員長の報告は「採択すべきもの」であります。
本請願は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、請願第1号は、「採択」することに決定いたしました。

議 長 次に、請願第2号についての委員長報告に対し、質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
請願第2号に対する、委員長の報告は「採択すべきもの」であります。
本請願は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、請願第2号は、「採択」することに決定いたしました。

議 長 お諮りいたします。
ここで、暫時休憩いたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、14時20分まで休憩いたします。

(休憩14時16分)

(再開14時18分)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。
ここで、諸般の報告をいたします。

3番、中川大和議員から発議案第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」及び発議案第2号「現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出について」の提出がありました。

議 長 お諮りいたします。
発議案第1号及び発議案第2号を日程に追加し、「追加日程第1」として議題にしたいと存じますが、これに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
発議案第1号及び発議案第2号を、議題とすることに決定いたしました。

議 長 追加日程第1、発議案第1号及び発議案第2号を会議規則第36条の規定により、一括して議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
中川大和君。

中川大和議員 ただいま議題となりました、発議案2件について、その提案理由をご説明申し上げます。本発議案は地方自治法第99条の規定により、国に対し意見書を提出されたく、会議規則第13条の規定により意見書案を提出するものであります。次に意見書の内容についてご説明申し上げます。はじめに、発議案第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」であります。国においては地方行政の実情を十分認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう教職員定数の改善の推進、学級編制基準の弾力的運用、義務教育費国庫負担割合の引き上げについて、国に対し求めるものであります。

次に発議案第2号「現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出について」であります。マイナ保険証の窓口利用率は厚生労働省の発表でも2024年3月時点で5.47パーセントにとどまっており、マイナ保険証によるトラブルなど不

安も解消されておられません。全ての住民が医療を受ける権利を確実に保障するためにも、現行の保険証を残すよう国に対し求めるものであります。

以上で発議案2件の説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 提案理由の説明が終わりました。
それでは、議案ごとに質疑・討論・採決を行います。

議 長 まず、発議案第1号に対する、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
発議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、発議案第2号に対する、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
発議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

第4回野田村議会定例会に提出されました、すべての案件が議了いたしましたので、これをもって、本日の会議を閉じ、本定例会はこれにて閉会いたします。

(閉会14時23分)